

令和5年12月14日

1. 出席議員

1 番	釘 尾	勢津子	9 番	松 田	義 太
2 番	宮 崎	幸 宏	10 番	勝 屋	弘 貞
3 番	笠 継	健 吾	11 番	角 田	一 美
4 番	中 村	日出代	12 番	伊 東	茂
5 番	池 田	廣 志	13 番	福 井	正
6 番	杉 原	元 博	14 番	松 尾	征 子
7 番	樋 口	作 二	15 番	中 村	和 典
8 番	中 村	一 堯	16 番	徳 村	博 紀

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	染 川	康 輔
事 務 局 長 補 佐	中 島	圭 太
議 事 管 理 係 長	富 岡	明 美

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	松	尾	勝	利
副	市長	鳥	飼	広	敬
教	育	中	村	和	彦
総	務	川	原	逸	生
市	民部長兼福祉事務所長	岩	下	善	孝
産	業	山	崎	公	和
建	設	山	浦	康	則
会	計	幸	尾	か	おる
総	務	白	仁	田	和
総	務課参事兼選挙管理委員会事務局長	寺	岡	弘	樹
企	画	山	口	徹	也
財	政	村	田	秀	哲
農	林	江	島	裕	臣
建	設	田	代		章
建	設	橋	本	昌	徳
都	市	堀		正	和
ゼ	ロ	中	村	祐	介
教	育	江	頭	憲	和

令和5年12月14日（木）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

鹿島市議会令和5年12月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
5	4 中 村 日出代	1. 鹿島駅前周辺整備計画について (1) 地方自治の本旨、住民自治、団体自治について (2) 9月議会における副市長の答弁について ①鹿島市都市計画を県が引き継ぎ、変更等できる法的根拠について (3) 鹿島市長から佐賀県知事への支援要請について ①要請の理由と支援内容、支援要請できる根拠について (4) 12月議会の市長提案理由説明要旨について ①肥前鹿島駅前周辺整備事業について (5) 都市計画法第59条について ①事業認可手続きについて ②市が都市計画事業を施行することが困難又は不適当な場合について (6) 鹿島駅前周辺整備計画事業の今後の対処について
6	3 笠 継 健 吾	1. 県立大学の件 (1) 県より、県立大学の件で何か話はあるか (2) 鹿島市が県立大学の設置場所として提案した場所について、県の返事はあるか (3) 県へ提案している設置場所が受入れ不可の場合、他の場所を提案しているか 2. 中木庭ダム周辺の活性化の件 (1) 周辺の桜の木について (2) あじさいの花について
7	7 樋 口 作 二	1. SDG s 未来都市鹿島の食について (1) 食の安全保障について ①農業従事者の世代別年齢について（特に米作農家） ②鹿島市の食料自給率（米・小麦）について (2) 食の安全・安心について ①世界のオーガニック事情について（アメリカ、韓国等） ②日本の各地に広がる有機給食について ③有機農業との連携について (3) 鹿島市の今後の取り組みについて ①農業課題への取り組みについて ②有機給食への方向性について

午前10時 開議

○議長（徳村博紀君）

皆さんおはようございます。現在の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（徳村博紀君）

本日の日程は、配付しております議事日程どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

おはようございます。4番議員の中村日出代です。よろしくお願いたします。

子供たちのインフルエンザもまだまだ収束しそうにありません。私たちも体調管理には十分気をつけ、お正月を迎えたいと思います。

それでは、質問に入ります。

今回の質問は1項目だけの質問です。表題は鹿島駅前周辺整備計画についてです。

質問の内容は、(1)地方自治の本旨、住民自治、団体自治について、(2)9月議会における副市長の答弁について、(3)鹿島市長から佐賀県知事への支援要請について、(4)12月議会の市長提案理由説明要旨について、(5)都市計画法第59条について、(6)鹿島駅周辺整備計画事業の今後の対処について、この6項目について質問いたします。

それでは、肥前鹿島駅周辺整備計画については令和3年12月から始まり、現在も整備計画が進んでおります。今議会の市長の提案理由説明要旨に、昨年度から県主体の推進体制で事業を進めていくことになりましたと、鹿島市の駅周辺整備計画を佐賀県が主体となり事業を進めていくとの説明がありました。

そこで、この事業を進めるに当たり、市と佐賀県の関係が重要になります。また、駅周辺整備計画を進めていくには都市計画法に定めのある手続もあります。

まず、鹿島市と佐賀県の地方自治体としての関係について認識したいと考えます。定めのある地方自治法の地方自治の本旨、住民自治、団体自治について説明をお願いいたします。

他の5項目については、この後、質問いたします。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。川原総務部長。

○総務部長（川原逸生君）

議員お尋ねの地方自治の本旨、住民自治、団体自治につきましてお答えを申し上げます。

地方自治の本旨とは、地方自治の基本原則と言えるものでございます。これは住民自治と団体自治の2つから成り立っているとされてございます。

まず、住民自治とは、地方自治が住民の意思に基づいて行われること、これは民主主義的要素と言われております。

また、団体自治につきましては、地方自治が国から独立した団体に委ねられ、団体自らの意思と責任の下でなされること、地方分権的要素とされております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

今説明がありましたように、地方自治の本旨は、日本国憲法第92条に「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」、地方自治の本旨は、住民自治、団体自治、今説明のあったとおりですね。地方住民自治は、その地域の役割・統治は中央政府機関によることなく、その地域の住民自身によって行われる。団体自治は、一定の地域団体がその地域内の公共事務を自らの意思に基づいて処理すると規定されています。

この解釈に基づき鹿島市を考えますと、鹿島市の公共事務は、地方自治の本旨に基づき、鹿島市を構成している鹿島市民の自由な意思に基づいて鹿島市の意思が決定され、鹿島市の意思決定が他からの干渉なしに自由に行われると解釈されます。

また、地方分権一括法という法律が令和4年5月20日に公布されました。地方分権一括法は、地方自治法を主とした地方分権に関する法規の改正に関する法律です。改正で、国、県、市町村をあくまでも対等な関係と位置づけ、国の都道府県及び市町村に対する関与、また、都道府県の市町村に対する関与について、できるだけ排除する、つまり、鹿島市と佐賀県は地方自治体として対等な関係であり、佐賀県の鹿島市における関係についてできるだけ排除されるとなっております。

この対等の関係というのは、新幹線問題で考えてみましても、県が納得できなければ、国が幾ら言っても新幹線は進まんですね。ということが地方自治の対等、国も県も市も対等な関係であるということをご認識していきたいと思います。

肥前鹿島駅周辺整備計画は現在行われておりますが、これは鹿島市民と鹿島市が自由な意思に基づいて決定し、意思決定が他からの干渉なしに自由に行われ、鹿島市の自由に決定した意思に基づき、この計画を施行すると理解できます。

それでは、9月議会における副市長の答弁について質問いたします。

肥前鹿島駅周辺整備計画は樋口市長のときから始まった鹿島市の肥前鹿島駅周辺整備計画で、議会が議決している肥前鹿島駅周辺整備計画委託費は、令和2年度JR肥前鹿島駅周辺整備全体構想策定業務委託費18,590千円、次に、肥前鹿島駅周辺整備基本計画・基本設計業務委託費62,700千円、この業務委託が10,263千円の減額になっておりますので、合計金額は71,023,700円、これが計画業務委託費です。これだけの金額が現在までかかっております。

今年9月8日に突然、都市計画課から全員協議会資料として、県が実施している肥前鹿島

駅周辺整備計画の駅周辺エリア空間デザインプロデュースコンセプト図が提出され、初めて佐賀県が肥前鹿島駅周辺整備を実施していることがそのとき分かりました。それまで議会のほうにも全然情報の提供がありませんでした。コンセプトとは、全体を通した基本的な考え方や最初から最後までの一貫した考え方と解説されています。このことは鹿島市の都市計画を佐賀県の考え方で進めるといことが分かります。さらに、11月17日に都市計画課から、佐賀県が実施している肥前鹿島駅整備計画の状況と、「むしろこれから鹿島・太良プロジェクト始動！」という佐賀県の肥前鹿島駅周辺整備計画と一緒に進めているプロジェクトの説明がありました。都市計画課のこれまでの説明から、肥前鹿島駅周辺整備計画は佐賀県が主体として整備計画を進めているのではないかと、予想はしておりました。

10月の一般質問で肥前鹿島駅周辺整備計画について、鹿島市が策定した基本構想、基本計画がこれからどのように反映されるのかと副市長に質問いたしました。副市長からは、肥前鹿島駅周辺整備は県と市が連携して進めている、途中から県が引き継いだ形で進めている、計画が重複している、こういう事態は県と市が連携していくのはあまりなくて難しいとの答弁がありました。答弁内容はこれでよろしいでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

9月議会での私の答弁についてです。

今、中村議員がおっしゃったように、答弁内容については、途中から県が引き継いでいく、事業を進めているということ、また、こういった事業というのはあまりなく、県と市が連携していくというのはなかなか難しい、それと、業務がダブっているというところ、そこも私たちも県と綿密に連携を進めながらやっていくという答弁をしております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

それでは、鹿島市の都市計画を県が引き継ぐといったことについて質問いたします。

最初に、鹿島市が肥前鹿島駅周辺整備計画を実施する法的な根拠は、都市計画法第18条の2、市町村の都市計画に関する基本的な方針、第1項には、「市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定める」としてあります。その基本構想がこの鹿島市総合計画ですね。（現物を示す）市町村は議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定める。そして第4項に、「市町村が定

める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。」と規定されています。

鹿島市は、この法律に基づき、鹿島市の建設に関する基本構想は第七次総合計画、これです。令和2年12月4日の議会可決、都市計画に関する基本的な方針の鹿島市都市計画マスタープランは平成28年3月策定、この議会の議決を経た基本構想、基本的な方針を根拠に、鹿島市都市計画区域区分、用途地域、都市施設が決定し、肥前鹿島駅周辺整備計画を進めております。これが鹿島市が都市計画を定めている都市計画法の手續です。鹿島市は都市計画法の手續を確実に行ってまいりました。

そこで、質問します。

副市長の答弁で、県は鹿島市の都市計画を途中から引き継いだ形で進めているとの発言がありました。その業務が駅周辺エリア空間デザインプロデュースです。正式な業務名は、肥前鹿島駅周辺整備に係る駅周辺エリア空間デザインプロデュース業務です。肥前鹿島駅周辺整備に係る駅周辺エリア空間デザインプロデュース業務です。

市の資料では、令和4年9月の県議会において肥前鹿島駅エリア空間デザインプロデュース業務を補正予算として計上され、県で可決されたと記載されています。県議会で肥前鹿島駅エリア空間デザインプロデュース業務費が計上され可決されれば、この事業は県の予算の事業であり、鹿島市の都市計画事業ではありません。

県の予算で可決した県の事業がなぜ鹿島市の事業になるのか、これは県の事業ではないですか。この説明をお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

お答えいたします。

先ほど御説明いただきました都市計画法第18条の2に関する構成は全くそのとおりでございますが、都市計画と申し上げますものは、区域区分、用途地域、都市施設といったものを決定するという——公園はここですとか、道路はこういうふうに拡張していきたいとか、具体的な計画のことを指します。こういったものを形づくるためには、基本となる調査業務、あるいは住民の皆さんの意見とか、そういったものを取り上げていくということが必要になってまいります。

その手順として、これまで全体構想、基本計画ということで市のほうで進めさせていただいておりましたけれども、それが全体的なこの地域の将来、地域の発展のためにということで、広域的な観点で県のほうでエリア空間デザインプロデュースを昨年度からされているというような流れになっております。都市計画というのは、そういったものの結果として設定するものということで認識をいたしております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

全然答えになっていないですね。私は佐賀県の議会で議決されたこの事業がなぜ鹿島市の都市計画の事業になるんですかと聞いているわけです。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

県の議会、県の予算で計画づくりを今現在もしていただいているわけですがけれども、これを鹿島市の中での具体的な道路の計画、それから、広場の計画、ロータリーの計画、そういったものに落とし込んでいく、そこからが都市計画という形になっておりますので、今はその基礎となる全体的な構想をつくっていただいているという段階になります。県が大きなエリア空間デザインを設計されて、そのうち都市計画としてのせるべきものが都市計画になっていくということになっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

鹿島市の都市計画は鹿島市がつくるんじゃないんですか。鹿島市の都市計画を佐賀県がつくるということだったら、県のほうが都市計画をつくるわけでしょう。先ほども言いましたように、地方分権一括法で平等ですよ、我々は対等な関係ですよ。ただ、市の幹部職員の方々は、話をしていると、上下関係にあるような感覚を持っておられますね。上下関係ではないんですよ。市と対等なんですよ。今の都市計画も、都市計画は鹿島市がつくらんばいかんやなかですか。令和4年6月の全員協議会の資料でも、ここに都市計画がありますけれども、これでも鹿島市が都市計画として全部つくつとるじゃないですか。

ただ分からないのは、全体が鹿島市の都市計画ですね、都市計画、県決定、市道鹿島駅前線、県決定、それで、中の駐輪場、にぎわい拠点、これが市決定、まだ計画段階で、これは誰が決定したんですか。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

令和4年6月の全員協議会資料にありますゾーニング図からのお尋ねであったかと思いません。

この決定というのが、都市計画法第15条に基づく手続のことを決定と申しますけれども、

将来的にこういう路線になるという図面が出来上がった後に、次に、都市計画法に基づき、この路線をこういう形で今後整備したいという計画づくりをすることが決定と申しますけれども、県が決定する部分、市が決定する部分というのが法的に決まっておりますので、そこはその区分どおりに、今後の予定ということで令和4年6月の段階では掲載をさせていただいておりました。口頭ではそういう形で申し上げましたが、そこら辺の配慮が足らなかったと思っております。失礼いたしました。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

15条の決定と言われましたね。都市計画の決定をしたのは、都市計画を定める者と決定した、定められる者は県ですか、市ですか。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

都市計画を定める者ということでの御質問であったかと思えます。

都市計画法第15条には、基本的には市町村が定めるということになっておりますけれども、次に掲げるもの以外は市町村が定めるということで、都道府県が定めるものもあるというような形になっております。都市計画法においては、基礎的なものは市町村が定めて、広域的なものは都道府県が定めるという考え方になっております。基礎的自治体である市町村が十分に尊重されながら、都道府県は市町村の区域を越えるような広域的、根幹的な計画について定めるということになってございます。

都市計画における具体的な都道府県の役割、これは15条に書いてありますけれども、これが何を指すかといいますと、鹿島都市計画区域マスタープランということで、最新は令和4年3月に佐賀県が策定されておりますけれども、鹿島都市計画区域マスタープランの策定でありますとか、都市施設で申し上げれば、国道、県道、高速道、空港、国営・県営の公園、それから、産廃施設、こういったものは県が都市計画決定を行うということになっております。このことは都市計画法施行令第9条第2項に掲げてございまして、これらの個別の施設名称が記載をされてございます。そして、市の役割としては、より身近な用途地域などの地域地区の決定でありますとか、都市施設の中でも市道、市営の公園、こういったものの都市計画決定を行ってございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

全く答えになつたらんですね。鹿島市の都市計画は誰が決めるんですかと私は聞きよるわけですよ。

第15条ですね、都市計画を定める者を決めんと都市計画はつくられんですよね。鹿島市の都市計画は佐賀県がつくっていいんですか。定める者は2つはなかですよね、1つしか。都道府県が決定権者であるものを第1号から第7号まで今おっしゃったのを列挙しとる。それ以外は市町村だという定め方をしています。つまり、基本は市町村で、都道府県は特別に規定している形になつとるわけですね。ということは、特別にしているところは佐賀県が都市計画をつくらんばいかんですね。鹿島市がつくっている都市計画を佐賀県ができるはずはなかじゃないですか。その根拠を教えてください。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

都市計画ですけれども、先ほど申し上げました具体的な都市計画区域を決める用途地域、商業地域、住居地域、工業地域、こういったものを決める、それから、道路はこういったところに通そうとか、公園はここに将来造ろうとか、これそのものを都市計画と申し上げまして、国営、県営、そういったものについては県が、市営のものは市が決定するということになっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

その辺ちょっと違うですね。この都市計画の——この区域全部が都市計画としてできとつですね。それは県がつくるもの、駅とかずっとあるですね。それは鹿島市のつくった都市計画の中で、今度は59条の2項で鹿島市がどうしてもできないものは佐賀県が国土交通大臣の認可を受けてするわけですよ。ここの中で分離しているわけじゃなかとですよ。これを見たら、事業の区分と書いて誤解している幹部の方もいらっしゃいますけれども、まず、区分するためには認可を受けんばいかんですね。

話が進んでいきますけれども、都市計画の59条になるですよ、認可を受けたら。まだ認可も何も受けとらんとに、この都市計画の決定とかなんとか書いてありますけど、これはまだ受けられるか受けられんか分からんじゃなかですか。それも去年6月の段階で事業組みまでされとつというとはおかしかですよ。

それから、都市計画法の59条ですよ。都市計画事業は市町村が都道府県知事の認可を受けて施行するわけでしょう。県が主体的でしょつたら、法律上は県が県に申請ばできるはずなかじゃなかですか。まず、都市計画は鹿島市が決定するわけでしょう。決定せんと都市計

画はつくられんじやなかですか。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

令和4年6月の全員協議会資料をお持ちということですが、お答えとしては繰り返しになりますけれども、県道は県が整備をする、それから、市道は市が決定をする——すみません、県道は県が決定をし、中の交通広場のところは市が決定をするといった、これは法に基づく手続でございまして、都市計画というのはそういった一つ一つの都市施設を決定していくという手続になります。

今現在、県で行われているエリア空間デザインプロデュースは、構想づくりとか、そういったものも含んだものになりますので、そこと都市計画決定をするものというのはまた別の話ということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

鹿島市の都市計画の決定は鹿島市が行うわけですよ。それから、今、県道とかなんとかおっしゃいましたけれども、それは59条の2項に、「都道府県は、市町村が施行することが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合において、国土交通大臣の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。」、つまり、県道とかなんとかは鹿島市でしきらんけんが、県にしてもらわんばいかんわけでしょう。だから、この2項でいくわけですよ。2項でいくわけですよ。

最初の都市計画というのは鹿島市が行うわけですよ。鹿島市の都市計画は誰が行うんですか。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

59条の施行者のところに入っているかと思いますが、お話としては、先ほどおっしゃったように、県道の分は県が行うというのが当然の姿ということで、市道は市が施行者になるという形になります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

結局答えきらんということだと思えますね。

都市計画法にいう15条というのは都市計画を定める者ですよね。定める者といったら、鹿島市の都市計画を定める者は鹿島市です。——いや、両方はあり得んですよ。答弁をして。

○議長（徳村博紀君）

答弁ありますか。堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

都市計画法第18条の2の中にございますが、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針ということで、これも都市計画法第15条に書いてございます都市計画区域の開発及び保全の方針というものでございますけれども、これは令和4年3月に佐賀県が策定をされています、いわゆる鹿島都市計画区域マスタープランということで、鹿島市としては市町村マスタープランというのも持っておりますけれども、市町村マスタープランは、この計画であるとか、第七次総合計画に即した形で市町村マスタープランはあらなければならないというのがありまして、さらに都市計画というのは、その市町村都市計画マスタープランに基づいて策定されなければならないという考え方、そういう構造、階層になってございます。

ですから、15条の中でも県が策定するものもありますし、市が策定するものもございまして、決定をする者も両方ございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

それでは、今、デザインプロデュースは県が策定している特別なものということですね。そういうことでしょうか。鹿島市の都市計画を佐賀県がつくつとるやなかですか、デザインプロデュース。特別なものでしょうか。さっき言った定める者の1から7までの中に入っているわけですよ、今言っているのが。それはどれに当たるんですか。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

少し前提となる考え方をお示ししたいと思います。エリア空間デザインと都市計画法の関係から申し上げます。

今回、県のエリア空間デザインプロデュース事業は、ハード事業の設計だけではなく、まちの使いこなし方を考えるといったまちづくりのプロデュース業務を行っておられます。

（「そういうことを聞きよるわけじゃなくて。そういうことを聞きよっとじゃなか」「大事なことです」「大事なことなら言いんしゃい」と呼ぶ者あり）失礼します。

次に、都市計画の概念ですが、都市計画の言葉の捉え方の一つに、大きな意味でのまちづ

くり計画、これは今話題になっていますエリア空間デザインプロデュース、こういったもの、将来の都市像、そういった捉えどころがちょっとないかなという想像をされる場合もあるかも分かりません。しかしながら、そうではなくて、都市計画法に定めのある都市計画、法律用語としての都市計画ですけれども、これは都市計画法第4条に、ちょっとかいつまみみますが、都市計画とは、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業という3本柱でございます。そのうちの都市施設の整備ということですが、これは11条に具体的に規定をされておりました、都市施設とは、道路、公園、下水道、こういったものを指すということになっております。

そして、59条の認可についてでございますけれども、これはロータリーの部分を示す駅前広場、それから、中央のイベント広場などのその他の交通施設、それから、県道、市道、こういった具体的なポイントポイントを都市計画の都市施設として決定していくということになります。

繰り返しになりますが、エリア空間デザインプロデュースの内容というのは、全体としては、鹿島・太良地域の振興、いわゆるまちづくり、大きな観点から見据えつつ、一方で具体的な業務内容として、ダブルロータリーの形状とか、県道・市道の幅、広場との接続、こういった基本計画も含んだ内容になっております。これら道路や広場などの具体的な事業箇所を設計に基づき事業化することが第59条以降の事業認可に当たります。つまり、都市計画法における事業認可はエリア空間デザインプロデュース全体を認可というものではございません。このうちのロータリー、中央の広場、県道、市道といったところをまず整理いたします。

そして、その後、施行者という話……（「もうよかよか」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

大事なことと言いながら、それだけ言ったら誰も理解できんでしょう、市長。今の話を聞いて。何を言いたかったわけ。市長、大事なことは何を言いたかったんですか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

今回の計画は、駅前、総合的にエリア空間デザインプロデュースというのは、肥前鹿島駅だけじゃなくて、今回、駅舎とか鉄路、そういうのは県が所有することになりました。そういうことで、全体的な構想はやはり鹿島市だけでつくることは難しい、それを県が担っていただくというエリア空間デザインプロデュースなんです。その一環として駅前整備をやっていく。で、先々は鹿島の活性化につなげていく。そういう大きい構想の中で今回エリア空間デザインプロデュースという形の考えを持っております。その中で、駅の整備、県がやる分、

鹿島市が担う分、そこを区分けしてやっていくと、そういう考え方でやっているということでございまして、さっき大事だと言ったのは、全体的にエリアをプロデュースしながら鹿島市の活性化をやっていく、そのことが非常に大事だということを申し上げました。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

それは佐賀県がすることであって、まずは鹿島市は鹿島市の都市計画をせんばいかんわけですね。その後は佐賀県がするか分かんのですよ。鹿島市の都市計画をつくって、都市計画の中で、ここにありますように、県道とか国道とかできないところは県にしてもらおうと。それが59条の2項でしょう。段階的にいけば、今は一番最初からいきなり佐賀県がするというような話ですけど、まずは段階もあつじやなかですか。まずは鹿島市が都市計画をつくって、そして、ここですよ。

今言われたように、JRに移譲されて駅はつくります。ところが、駅は鹿島市の都市計画上は入らんですね。しかし、鹿島市がつくった立地適正化計画——もうつくっていますか。この立地適正化計画に基づかなければ、佐賀県のまちなかウォークアブル推進事業、これは現駅舎の復元、新駅舎の増築とありますけど、これの50%の交付金が出ないわけでしょう。まずは鹿島がこれを計画せんばいかんわけですよ。それからの始まりですよ。何も最初から佐賀県ががばっとつくってするわけじゃなかです。何でも手順というのがあつじやなかですか。このまちなかウォークアブル推進事業も、鹿島市の立地適正化計画ができんとできんでしょう。この中には駅も入っとつですよ。ただの都市計画の中には佐賀県の駅は入っとらんですよ。だから、佐賀県からしてもらおう、してもらおうと言っていますけど、鹿島市も佐賀県のためにしているわけですよ。

その駅プロデュースは大きい計画と分かりました。しかし、この計画は鹿島市の都市計画のプロデュース事業ですよ。鹿島市の駅前プロデュースでしょう。肥前鹿島駅周辺整備に係る駅周辺エリア空間デザインプロデュース業務委託じゃなかですか。これは鹿島のことでしょう。エリアはJR肥前鹿島駅舎、鉄道、県道、市道といろいろなとつですよ。しかし、まずはこれは鹿島市が始めんばいかんじゃなかですか。そして、できないところは59条の2号で県のほうにお願いしますと。お金がなか、技術がなか、そういうのはそうなとつじゃなかですか、この手続上は。

このプロデュースの業務委託は、どの法律に基づいて都市計画のプロデュースをしているんですか。それを教えてください。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

エリア空間デザインプロデュースは県の事業でございますけれども、エリア空間デザインプロデュース全体そのものが都市計画ではないと、法に基づくものではないということですので、それは県の中で判断をしてされているものだというふうに思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

これは都市計画に基づいてつくっとらんとですか。都市計画に基づいとらんわけ。何の法律に基づいてこの計画を立てとっわけ。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

現段階、もちろん先ほど申し上げた道路とか広場とか、そういったものについては都市計画に基づく手続にこれから入ってまいります。今の事業については、それこそ第七次総合計画によって駅整備を行うと書いている、そういったことが我々の事業推進の根拠ということになります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

これの法律的な根拠は何もないわけですね。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

一つ一つの都市計画に基づくということではなく、将来的に都市計画法に結びつけるための調査業務とか、そういったものになるかと思えます。

そういった意味では、地方自治法第1条の2ですけれども、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」とございまして、ここで自主的かつ総合的に実施するとは、地方自治体が行政の企画、立案、選択、調整、管理、執行、こういったものを自らの判断と責任に基づいて各行政間の調和と調整を確保しつつ、一貫して処理することを意味しているというふうにされております。

今回の駅周辺整備計画づくり、こういったものはそういった地方自治法の本旨にのっとり行っているものかというふうに思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

このプロデュース業務を見ていると、都市計画法に基づかないような項目はなかじやなかですか、全部、全て。そして、この法律に基づいてつくったけんが、副市長が言われた、重複しとったけん、駅と道路やったですかね、あの変更契約をしたわけでしょう、市と県が重複しとったけん。そしたら、何も法的根拠がないのに、何で鹿島がそれをやめて変更契約までするんですか。都市計画法に基づいとらんわけでしょう。今言われた地方自治法の1条か何かに基づいとるわけでしょう。地方自治法の1条は、こういうふうな都市計画を立てるための法的根拠じやなかじやなかですか。あくまでもこういうのを見ていたら、仕様書なんかを見ている、これは都市計画法に基づいてつくってあるじやなかですか。

都市計画法に基づかない業務を鹿島市よりも上の段階に置いて、この業務が終わらんやったら鹿島市の今までしていた計画は進まんわけでしょう。と言われましたよね、この前。この業務が都市計画法に基づいとらんということは、将来的に駄目じやなかですか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

この業務は、もともと鹿島市が計画を、基本構想をつくって進めてまいりました。それは議員おっしゃるように、市民からの意見を聞いて、こういういろんな要望の中で構想を練り上げてきたところです。その中で、駅舎にしては、ただ、それだけの——ここに置きますという形だけ、そういう形でロータリーは鹿島市の思いの中で県と話し合ってダブルにしますとか、そういう構想をつくってきたわけです。

その後、県もやはり、さっき言ったエリア空間デザインプロデュースということで、大きなくくりの中でこの駅を鹿島の活性化につなげたいと、そういう思いの中で今回、さっきおっしゃった、重複するところもありますけど、そういう中で、じゃ、お互い、さっき言った上下関係ではなく対等でいろんな話をしながら、この駅前整備を進めていきたいと思いますという流れがあったわけです。

その中でお互いにそういう話をしてこの駅前整備というのをつくり上げていくし、それとともに鹿島の全体的な活性化につなげていきたいということです。確かに議員おっしゃったように、手続的には少し我々の進めていったことと県と重複する部分があって、その調整はやっぱり要ったというふうに思いますが、基本的には肥前鹿島駅を中心として、鹿島市の活性化につなげたい、そういう思いの中で進めているということも御理解いただきたいと思えます。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

鹿島市は活性化してよかですね。肥前鹿島駅のきれいになっとはよかですよ。それは当然。しかし、ここのプロデュースに法的根拠は何もなくて、鹿島市の都市計画は法的根拠があって、法的根拠がないのが上に来て、その計画がなくて、法的根拠のあったのが下がって行って、そして、10,000千円の減額変更契約をしたわけですね。その契約変更をすつときも条件が全然違うとったですね。法律で決まっている2つの条件と違うことで、こっちの都合で降りてもらったわけですよ。この企業には10,000千円の損害を与えているわけですよ。

ただ、このプロデュース業務は全然都市計画法じゃなくて、ただの地方自治法の1条だけの根拠でできたとも初めて聞きましたし、これはこれから先、大きな問題になっていくと思います。もうこればかりしよったっちゃ時間がなかけんですよ。

次に、鹿島市長から佐賀県知事への支援要請についてです。

佐賀県が肥前鹿島駅周辺整備をしてくれるようになったのか、そこがよく分かりません。全体的に発展させようということだとは今分かりました。

全員協議会資料を確認してましたら、令和4年6月の全員協議会資料に、令和4年2月に県議会において知事が駅舎とロータリーについて支援表明、計画が重複したところは先ほど言いました駅舎とロータリーでしょう。県の言ったとおりそこがなくて、鹿島市が降りたということでした。この時点で県が鹿島市の都市計画を支援していることは分かっていたはずですね。

令和5年9月に全員協議会資料に支援要請に至る経緯が説明されています。資料の表題はエリアデザインプロデュース業務について。内容は、経過、令和4年6月、鹿島市長から佐賀県知事へ支援要請、これを受けて県主体の事業推進体制が図られることとなった。県の令和4年9月議会において肥前鹿島駅エリアプロデュース事業費を補正予算として計上され可決、先ほど申しましたけれども。

それで、市長に質問します。

支援の表明から4か月しかたっていないのに再度支援要請した理由、求めた支援の内容、それで、支援をできる根拠ですよ、財政的な援助を受けるということですので、それについて答弁をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

いろんな事業を市と県が連携してやっていくというのは、駅前整備に限らず、いろんなことで今までもやってきたこととございます。市の目指すところ、それはみんなが住みやすく

暮らしやすいまち、県は県土の均衡ある発展のためというような、それぞれの大きな目標の中で今回進めてきました。その大きな目標のために、肥前鹿島駅周辺整備を実現することで、市民の皆さん方、利用者のために、また、いろんな県外、国外から訪れてもらっている皆さん方に享受をしてもらうということになるかと思えます。

今回、市と県が連携して一つの事業を進めているということで、我々が向こうに言ったことは、さっき議員が言われた、県が主導で進めているという話だったんですが、私のほうからは向こうのほうと一緒に連携してやってくださいという話の中で、さっき言いました駅舎とか、あと、駅のロータリーとか、それは県がやります。ただ、全体的な話はお互い連携しながらやっていきましょうという中で、それぞれがそれぞれの計画の中でやっていけばちぐはぐになっていく。それを駅舎とかロータリーを担う県のほうに全体的なプロデュースとしてやっていただきたいという要請をこのときにやったということでございます。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

それはそれとして、今度は12月議会の市長提案理由説明要旨について質問いたします。

今議会で初めて公の場で、市民、私たち議会に市長の提案理由説明要旨として、県が主体として進めているとの発言がありました。その件について質問いたします。

それでは、説明要旨の要点だけ紹介します。

本事業は市と県の共同体制で令和元年から検討を始め、令和3年度には全体構想を、令和4年度には基本計画を策定しました。昨年度から県主体の推進体制で事業を進めていくことになりました。現在、県において肥前鹿島駅エリアのデザインプロデュース業務を進めており、そのコンセプトやエリア空間デザインが9月に公表されました。今後も市と県が連携して肥前鹿島駅周辺の整備に取り組んでまいりますと述べられました。要約してですね。連携とは、連絡を密に取って一つの目的のために一緒に物事を行うとも述べられております。

それで、市長に質問です。

述べられているとおりに、鹿島市の都市計画は佐賀県が主体となり全体を通して計画を進めていくことを鹿島市も認めていると表明されました。県のエリア空間デザインプロデュース業務は佐賀県の議会が議決した業務で、鹿島市議会で議決した業務ではありません。しかも、これについては議会に何の報告もなかですね。県のことですから説明のしようもなかですたいね。これを進めていることも公には初めて知ったということになっています。

それで、国土交通省が令和5年7月に都市計画運用指針というのを出されています。その内容を紹介しますと、都市計画の意義、多様な都市計画は、その性格に応じ決定主体が都道府県または市町村に区分されており、市町村が決定する都市計画については、都道府県知事の協議の手続が設けられている。都市計画の決定または変更に当たっては、市町村や住民等

の主体的判断ができる限り尊重される必要がある。

2、市町村の主体性と広域的な調整。都市計画の決定に当たっては、市町村が中心的な主体となるべきであり、市町村の区域を超える特に広域的・根幹的な都市計画についてのみ、都道府県が決定することとしている。

なお、市町村が決定主体である都市計画についても、市町村の主体的な決定を円滑にするため、関係制度に係る運用ガイドラインの策定や市町村の実情を踏まえた個別の指導助言を都道府県やまちづくりに関する専門団体が行うなど、技術的な支援を行うことも有効であると、国の指針で示されつつですね。それも今年7月ですね。ただ、これを決定するのは令和6年ですよ。

今の市長の答弁では、主体は県でやるとなっておりますね。しかし、運用指針では市が主体となるべきと書いてありますが、そこを説明してください。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

都市計画の決定主体という形になるかと思いますが、市町村が主体的に行っていくということは議員おっしゃいますとおりでございます。

先ほどありましたように、広域的なものについては都道府県が決定するというのももちろんでございます。まずは都市計画というのは、都市施設とか、そういった個々のものであるというところですので、エリアプロデュース全体を都市計画というふうな認識で構成されていない運用指針でございます。都市計画を決定していくという、その手順の運用指針でございます。例えば、道路を決定するというときに、県道は県がすべき、市道は市がべきと、平たく言えばそういった解説になろうかと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

今回も言いますが、都市計画というのは、ここにありますように、駅全体の、全体というか、これは広い範囲じゃなかですよ、肥前鹿島駅の付近やけん、書いてあるように、広域的じゃない。この指針の都道府県というのは広域的と書いてあつじゃなかですか。この駅前付近だけやけん、これは広域的じゃなかでしょう。付近やん。この指針のとおり、都市計画は市が主体となると書いてありますもんね。それは当然ですよ。市の都市計画は市が主体になる。今の市長の説明では、県が主体になつるわけでしょう。そこはどういうふうに説明ばすつとですか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

話が2つ、今、エリア空間デザインプロデュースの話と都市計画の話と2つあります。

県が主体的に行っていくというのは、あくまでエリア空間デザインプロデュースを県が主体で行っていくという内容の趣旨で私は発言をしたというふうに思っております。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

何回も言いますが、そのエリア空間デザインプロデュースとか全然法的根拠はなかわけでしょう。法的根拠がなか。

まず、地方自治体が行う行為の後ろに法的根拠のなかとというとはあつとですかね。全て法的根拠のあつて公的仕事ばしよつとやなかですか。鹿島市の行政の中で法的根拠のなか仕事の何かあつですか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。（「へらへら、真剣に言いよつとけ」と呼ぶ者あり）

○市長（松尾勝利君）

いやいや、エリア空間デザインプロデュースは確かに法的根拠がありません。都市計画はエリア空間デザインプロデュースを定めて、それぞれの持ち分があります。そこをそれぞれがやっていく。その中で都市計画が決まって、じゃ、鹿島はこういうふうにやりますというやり方をやっていく。今のエリア空間デザインプロデュースをつくること自体には法的根拠というのはありませんけど、こういうふうにやっていくという構想です。その中でお互いに話をしながら計画を練り上げていくという手続を踏みたいということでございます。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

この後は基本設計とかなんとかあつじゃなかですか。基本設計ばすつとに法的根拠のなかとですか。

何でこう厳しく言うかといいますと、令和元年11月に東部中学校の仮校舎の件のあつたです。返還金55,570千円やったかな。最後は会計検査院の検査を受けんばわけでしょう。そのときも総務省も県も認可しとつわけですよ。しかし、会計検査院が不当と言ったら全部返さんばいかんやなかですか、55,000千円ぐらいやったですかね。

この計画は、エリア——ここに書いてありますが、法的根拠のなかと言いながら、この中には事業費とか何か載つとつですよ。25億円ですけど、恐らく本当は30億円以上かかるでしょう。出来上がってしまった後に会計検査があるわけでしょう。今のように、私の質

問にでも答え切れない状態で、会計検査院の検査をできるとですか。必ず最後には会計検査院の検査があるというのは頭に入れて計画を立てていかんぞ。30億円として国から交付金として半分は出るわけでしょう。今言いました交付金の申請が都市構造再編集中支援事業、これは鹿島市ですね。これは国費も50%、えきまち広場とかにぎわい拠点と書いてあります。そして、都市再生整備計画事業は最高45%ぐらいですかね、佐賀県のまちなかウォークアブル推進事業ですね。これは全部申請をして、会計検査院から今ぐらいの——私の質問ぐらいで答え切れない状態ではどうしようもなかじなかですか。そこまで思ってやっぱり計画はしてもらわんと。このエリア空間デザインプロデュースの後ろに法的根拠は何もないとかなんとか、そういうことは通用せんですよ。計画をあと一回、吟味じゃないけど、検討してください。

そして、今ならまだ戻らるっじなかですか、県の認可を受けとらんとやけん。

今何でこれを法的根拠はなかかというたらというところですよ。これは59条では市が県に認可申請するごとなつとつですね。それは県やけん、まず、県は県にできんじなかですか。だから、これは法的根拠の都市計画法で定めとらんとて言いよつと思つですよ。都市計画法といったら、県が県に申請するごたつ形になるわけでしょう。法律でそういう想定しとらんじなかですか。

これから都市計画をつくるに当たって、まだ認可の段階ではありませんから、どういうふうにして今後進めていこうと思つているのか、教えてください。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

御指摘ありがとうございます。今後どのような形で進めていくかという御質問でございました。

今、佐賀県におきましてはエリア空間デザインプロデュースの第2期ということで、これは9月議会の全員協議会でも御説明いたしましたけれども、運営者づくりと実施設計という業務を今年度から令和7年度にかけて実施されます。当然我々もそのチームの中に入って検討をしていくわけです。そして、市の広場等の基本設計、副市長からもございましたけれども、まだ変更をする必要があるという調整が必要なものがございますので、恐らく来年度にかけての実施という形になろうかと思っております。一方で、都市計画決定、事業認可、大変御心配をいただいておりますけれども、そういったものも来年度を目指してやっていきたいというふうに考えてございます。

それから、目標としましては令和7年度あたりに着工をということで、県と市で今調整をやっているところでございます。

以上でございます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（徳村博紀君）

以上で4番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時15分から再開します。

午前11時5分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、3番笠継健吾議員。

ここで申し上げます。笠継健吾議員の一般質問で議場モニター映像の使用を許可します。

○3番（笠継健吾君）

皆さんこんにちは。3番議員の笠継健吾です。

今年も12月があつという間に来ました。師走となっております。私の住む山あいには、凜とした空気が張り詰め、その空気を吸うときに生かされている自分を感じているところでございます。鹿島市の取組につきましても、自然を生かした取組の必要性を感じているところでございます。

今回の質問は大きく2点質問をいたしたいと思います。1つ目は県立大学の件、2つ目は中木庭ダム周辺整備の件でございます。

それでは、1つ目の県立大学の件につきましてお伺いをいたします。

このことは今年3月の定例会でも質問させていただき、松尾市長の意欲度もお伺いをいたしております。

今回の質問につきましては、遅かれとは思いましたが、当初の鹿島市の設置希望を賛同する者として、最後まで結果が実現するよという強い思いから質問をいたしております。

それでは質問いたしますが、県のほうから鹿島市に県立大学の件で、この1年間、何か話があっているでしょうか、お伺いをいたします。

次に、2つ目の中木庭ダム周辺整備についてお伺いをいたします。

佐賀県では最大規模のダムであり、周辺は自然が豊かであり、鹿島市にとって、手を入れれば県内屈指の湖畔公園となり得るところでございます。

質問をいたします。鹿島市は中木庭ダム周辺を観光スポットとしてどのように捉えておられますか、お伺いをいたします。

あとは一問一答でお伺いいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

それでは、私のほうからは県立大学の件で何か県のほうから話があっているかという御質

問にお答えします。

以前にもお話をしましたとおり、昨年度要望書を提出した後、県から候補地の聞き取りが
あっております。鹿島市からも候補地を報告しているところです。その後は個別の問合せや
情報提供等はあっておりませんで、県からの情報といたしましては、県内5市で先日開催を
されております、鹿島市では10月14日に開催をされましたが、県立大構想に関する県民座談
会ということで、そういった場での説明や、また、県議会での発言などがいわゆる情報とし
ては入ってくるものとなっております。

そういった情報の中でも県立大学の設置場所につきましては、誘致を希望している市町か
ら選定するのではなく、大学の機能を考慮して、県が独自に適地を選ぶという考えを示され
ているというところあたりの情報しか私たちのほうでは持っていないところです。

○議長（徳村博紀君）

田代建設住宅課長。

○建設住宅課長（田代 章君）

私のほうからは中木庭ダム周辺、ここを観光スポットとしての捉え方についての御質問に
お答えをいたしたいと思っております。

鹿島川流域、ここは従来より取水のため大きな被害をこれまで受けてきておりまして、特
に昭和37年、昭和51年、昭和55年、そして平成2年、豪雨のたびに河川の決壊や氾濫を繰り
返してまいってきております。

また、本市の水道用水の水源はほとんどが地下水に依存しており、水源の枯渇や地盤沈下
の問題など、将来にわたって安定した水源の確保が重大な課題であったということから、地
元中木庭区民をはじめといたしまして、多くの方々の御協力と御理解をいただいて、平成19
年にこの中木庭ダムが完成したところでございます。このダムの完成により、近年頻発して
いる線状降水帯をはじめとした大雨による被害は最小限にとどめられ、市民の安全・安心に
大きく寄与しているというふうに思っております。

そのような中、本市においては、中木庭ダムが担う本来の水量調整機能のみにとどまらず、
ダム周辺の自然環境を生かした景観整備により、新たな観光スポットとして山間レクリエー
ションエリアにふさわしい整備を行ってきたところでございます。

今後も地元の振興会の皆様と共に、この自然に満ちあふれた貴重な水辺空間を最大限に生
かした環境整備に努めて、市民の憩いの場となるよう整備保全をしていきたいというふうに
考えております。

○議長（徳村博紀君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

それでは、県立大学の件であります、今、12月に県議会があつておりまして、多数の議

員が県立大学の設置の有無等について質問がなされていると思います。その中で、県立大学の設置場所、そして、それをいつ発表するかというのは、まだそういったところは決めていないというところで今日の新聞に書いてありました。

そういったことも考えながら質問していくわけですが、佐賀県が昨年12月に県立大学の設置を表明されて、早くも1年が経過しているところでございます。その当時は、秋ぐらいには設置場所が発表されるだろうというようなところもぼつぼつ耳に入ってきたような気がいたしますが、既に12月になっているということで、繰り返しになりますが、当時は一番に鹿島市長も設置希望の手を挙げられ、森商工会会頭からもいち早く設置希望の表明がなされております。あれから耳に入ってくるのは、当初、11の多くの市町より設置の希望があり、山口県知事は県立大学の設置については地域の振興策ではないということをおっしゃっております。また、関係機関との利便性、交通の利便性も考慮したいとの県の意向も承知しております。

それでは、この県の意向について、鹿島市としてはどう思っていますか、お伺いをいたします。

○議長（徳村博紀君）

山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

鹿島市としてはどう思っているかということです。

県立大学ということで、県内の生徒たちに進学先、また、通学先として選んでもらえるということ、それがまたずっと継続していくためという部分で、連携や通学の利便性を重視するという県の方針については、そういったものを考えると理解できるころだと私たちのほうでも思っているところです。

○議長（徳村博紀君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

今いたしました質問の理由は、鹿島市が連携する産業とか交通体系についてどう思っているかと、自分のところはどういうふうな対象になるかということを知りたいつもりでございましたが、それについては私の思いを言いたいと思います。

この1年通して、県から県立大学のことについて、個別では詳細のことは何もないと。ただ、地域の振興策であるというふうなところで、あまり聞けない状況もあるというふうなことも感じはいたしますが、しかし、こういったことは最後まで言っておかないと地域の希望が伝わらないということもありましたので、こういった質問をしているところでございます。

鹿島市としてはどうかというふうな、産業との連携、そして、交通の利便性がどうかということにつきましては、私は鹿島市は全然劣っていないと。これについては、ほかの市より

も勝っているんじゃないかというふうに思っています。その理由は、このことは当初の要望のときから言われておりますが、鹿島は歴史的にも、江戸1600年後半ぐらいから、鹿島藩の藩校で、これは聞いたところ6歳以上とか16歳以上とか、そういった高学年、低学年に分かれての教育がなされていると。その学館は幾度かの変遷がなされ、今日の鹿島高校、鹿島実業高校は統合されて鹿島高校ということになりますが、鹿島小学校の本をなしたとされているというところであります。したがって、教育の歴史は今まで脈々と伝わってきていると。

それから、鹿島は日本の社会教育、青年教育で、田澤義鋪の精神があること、これは鹿島市でも、田澤義鋪というのは非常に今もそういった記念館とか造り、発信をされているところでございます。

産業界においては、これも世界屈指の産業、金属加工業、酒造りの地場産業があるということで、連携は十分に果たせる所であります。また、日本三大稲荷、祐徳神社もあります。したがって、鹿島市は歴史的においても、ほかの市町に負けない要素が十分あるということであります。

交通の事情については、西九州新幹線が武雄に行っておりますが、今回のかささぎのダイヤについては、むしろこれからというような言葉をよく発信されていますが、これを機にさらに増えていくことは間違いないでしょう。祐徳バスもあります。したがって、県立大学の設置は鹿島にぜひというふうに思う所であります。

先週、佐賀県議会の真っ最中で、テレビでも中継がございましたが、その一部を見ておまして、多くの議員が県立大学の設置の有無について質問をされておりました。その中で、佐賀県の答弁で言われたことにちょっといいなと思いましたが、今回予定の県立大学は、今の大学にはない小学校、中学校、高校のサポート連携を考えているというようなことを発言なさっていました。これは今までにないことをやるよというようなこともつけ加えて言われておりました。そのことは小学生、中学生、高校生が大学に行ったり、そして、大学から来てもらったり、近い結びつきができるということですので素晴らしいこととございます。こういったことの構想もありますので、県立大学については佐賀県議会でその有無をいろんなところで言うておられますが、最終的な結論は、つくらなければいけないと私は思っております。さらに、鹿島に来ていただく必要性を感じている所でございます。

それでは、県から来ていただいている副市長にお伺いをいたしたいと思っております。

あと何かというと、場所でございます。その場所を2か所ぐらい佐賀県に提案されているということを聞いておりますが、佐賀県がそういった場所について、答弁が個々についてはあっていないということですので、ここではどうのこうのというものもあっていないと思われまますが、もしここでは不足ということであれば、もっときちんとしたい場所を提案していただきたいと思いますと思っておりますが、副市長の考えをお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

県の思いと違うのであれば、違う場所を提案していただけないかという質問だったと思います。

まず最初に、笠継議員のほうから大学のことについていろいろとお話しいただきました。まさしくそうだと思っています。鹿島にぜひ県立大学、歴史であるとか地域産業とのつながり、そういったものというのは鹿島にもありますので、そういったところは推していきたいところだと思います。

一方、今回、県立大学の設置について、県がその理由として挙げているのが、県内の学生が県外に流出している、それと、全般的に人材が不足しているというこの状況を踏まえて、県立大学というのを今検討されているところです。

また、先ほど笠継議員のほうからも県議会での答弁等の紹介もありました。昨日の常任委員会の中でも答弁があって、まさしく現時点で場所をいつ示すか、いつ示すという段階にない、予算案が可決されれば専門家チームと共に大学の機能、大学像を議論しまして、その中身に対応する場所にしたいと考えているという議論もあっております。

それと、今、笠継議員のほうから話があった中で、今回の大学の検討の中の実は目玉でもありまして、小・中学生との連携というところは新しく入れてありました。これはフィンランドのヘルシンキ大学のほうに、多分知事とかも視察に行かれたときに、そういう地域の小・中学生が大学の中に入って、そこで先生が研究しているということがあって、それをぜひ取り入れたいということをおっしゃっていました。そういったところが入っているのかと思います。

また、質問の内容に戻りますけど、先ほど山口企画財政課長からも話がありましたけど、提案している箇所について、特に県のほうから返事があるという状況ではありません。この県立大学の設置につきましては、まさしく今県議会が行われておりまして、県立大学の構想案ですね、今回、素案の素が取れた案を提出しております。予算としましては、県立大学設置を具体化プログラムする事業費約800万円が提案され、議論されているところです。この案におきましても、先ほど議員からも紹介ありましたけど、設置場所につきましては、企業、研究機関、教育機関など関係機関との連携を図る観点、通学の利便性を考慮し決定とされております。そして、この予算案が通った後、県のほうとしましては、具体化プログラムの中で、大学の根幹となりますカリキュラムであるとか教員の規模、人員、設置場所、施設などを検討することとされております。

なお、11月県議会を笠継議員のほうも御覧になったということでしたけど、知事のほうからは、大学はソフトの塊であって、その中身に対応する場所や建物をこれから考える、施設は新しいものを建てるだけではなく、共用や内容、それを組み合わせるなど、様々な工夫が

考えられると答弁されております。

また、先ほどの繰り返しになりますけど、昨日の常任委員会の中でも、現時点では場所を示す段階にないという答弁もあっております。このような状況になっておりますので、設置場所については、県のほうでこれからソフト面を固めた上での検討になるのではないかと考えておりますので、このタイミングで、次はここです、ここならばどうかという場所を提案するのはなかなか難しいのではないかと考えております。引き続き県の動きなどを注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

副市長ありがとうございます。今の県の考える状況等を述べていただきました。そういう個々のことをまだ申し上げる段階ではないと。それは申し上げれば、まだ検討しているというようにところなんだろうが、山口知事が強い思いで、今回の県議会でも、県立大学の設置に向けて御苦勞なさっておられるというふうに思います。

鹿島市としても、そういった場所については返答もあっていないので、そういったことはまだ言われたいというふうなところのことは分かります。ただ、他市に負けない、そして、ここであれば山口県知事もいいだろうというようにところを2か所以外に考えておく必要があると思います。それは、やはりこの鹿島に県立大学が来れば歴史が変わります。そして、そういった強い思いを持って、そういった場所とかも、待ちの段階じゃなくて頭の中に入れておくと、そういったところであればこういうところを提案しますよというようにところを考えていただきたいと思います。

そういうところで、最後に市長に総合的な思いをお願いします。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

この県立大構想、議員言われたように、1年前に県のほうから示されて、私のほうも市民の皆さん方から強い要望があって、いち早く県のほうに、ぜひ鹿島市に誘致をお願いしますということで、来てくださいということをお願いをした経緯がございます。

その後、さっきおっしゃったように、県のほうからどういう方向性で今から進めるかということで話があって、企業、研究機関、教育機関などの関係機関との連携を図る観点、それから、通学の利便性も考慮して考えるというようなことが示されました。

誘致がかなえば、我々の市の人口減少、それから、経済の活性化、そういう部分でいい効果が期待できるというふうに思っております、私たちもその思いは当初の要請の段階と全

く変わりありません。今、県のほうでいろいろ審議がされておまして、そういうある程度具体化した中で我々も話を進めていかないと、全く、どのようなカリキュラムで、どのような学部ができて、人員がどれくらい、じゃ、設置場所はどうかというようなことがこれから具体的に詰めていかれるというふうに思います。鹿島市もここを候補地としてお願いしますということではあるわけですが、他の市町も多分同じような状況だと思っております。私も県の職員と時々接する機会がありますので、それとなく話を聞くんですが、具体的な内容についてはまだ全く我々のほうに入ってきません。

そういう状況ですので、議員おっしゃるように、ぜひお願いしたいという思いは持っている中でも、じゃ、今具体的にどういう動きができるかと、今また、ぜひ鹿島にお願いしますという要望ができるのかということがなかなか難しい状況です。今回、県のほうでいろいろ話合いが具体的に進められておりますので、そのような状況がある程度見極めた上で、正式に要請に行こうというようなことになろうかと思います。議員おっしゃるように、気持ちとしては以前行った要請のときと全く変わりはなく、我々のところにぜひ誘致をしたいという思いは変わりありません。

○議長（徳村博紀君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

ありがとうございます。市長も副市長も県の方々と接する機会が多くあると思いますので、そういった内容については、まだ向こうから示されない中、言われないこともあると思いますが、先ほど言ったように、今の場所で、これは知事も喜ぶような場所だということであればいいんですが、ほかにもあと1点ぐらい調べていただきたいと。

そして、県がいろんなところで話されない事情もありますが、その熱意は持って、その熱意が伝わるように市長、副市長は接してもらいたいと。そういったことで、先ほどから申し上げておりますように、鹿島の教育の歴史が今まであります。それをつなげていくという思いも、鍋島さんの銅像まで建っていますからね。そういうことをつなげていくというところでも、熱い思いが伝わるような接し方をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いをいたします。

それでは、2つ目の中木庭ダム周辺整備についてお伺いをいたします。

冒頭に申し上げました、鹿島市にとっては自然が非常に大きいところでございますので、それを生かしていくということが大変重要であろうというふうに思います。

そこで、観光スポットとしてどのように捉えていますかということをお伺いしましたが、そのことについては、ダムの水源の確保とか災害をなくすとか、そういったところもありますが、自然環境を生かした景観整備に努めていきたいというふうなこともお伺いをいたしました。

それでは、今回の質問の要点であります、中木庭ダム周辺を観光スポットとしてなすために質問いたしますが、今植樹されている桜の木についてであります、10年以上前に植樹されたダム湖畔周辺の桜の花が、見頃の時期に全く咲かない——ちょっと写真、映像。

〔映像モニターにより質問〕

全く咲かないという声を聞きます。これも、私も4月の一番花が咲いている、鹿島のあちこち咲いている日に行って写しました。こういった状況です。全く咲いていないというか、手前のほうの、あまり観賞する場所じゃないようなところについては、市道のほうにちらほら咲いているというような感覚でございます。

今年の4月初め、桜が真っ盛りの時期に、市民より中木庭ダム湖畔の桜が咲かない話があり、確認に行きました。そのような状況で、観賞するような場所については全く桜が咲いていない。このことは、たまたま納富振興会会長も一緒に確認をしていただきました。その日に武雄の庭木ダムに行き、2人で満開の桜が咲いている——これですね。多くの観光客でにぎわっているのを羨ましく見学してまいりました。

そこで、お伺いをしたいと思います、桜の花が咲かないことについては平成30年9月議会でも質問がされております。繰り返すと思いますが、桜が咲かない、どうしてかという質問についての答えの要点だけをお伺いしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

田代建設住宅課長。

○建設住宅課長（田代 章君）

お答えをいたします。

平成30年9月議会、これは当時、角田議員のほうから質問をいただいていることに対する答弁を御紹介いたしたいと思っております。

2点ございます。1点目は、桜の花が開花時期になっても見頃にならない状況、これを市としては把握しているか、それと2点目につきましては、咲かない原因を調査できないかということの2点でございます。

まず、1点目の現状把握につきましては、その当時の答弁といたしまして御紹介いたしますと、市道側の桜はほぼきれいに咲いているが、国道側の桜ははっきり目立つようには咲いていないと感じているという答弁でございます。

次に、2点目の調査についての質問につきましては、土壌や日照条件、肥料不足など判断しがたいので、咲かない原因を調査してみたいと考えているということを答弁いたしております。

なお、申し添えますが、この樹木の調査につきましては、同年、樹木医のほうに調査業務を委託しておりまして、その報告書が参っておりますが、それを御紹介いたしたいと思っております。

咲かない桜があるのは、種の攪乱でありまして、遺伝子特性が主な要因であるというふう
に報告をされているところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

桜が咲けば立派なダム湖畔となりますが、平成30年9月議会の答弁は、市道側は咲いてい
る、これはちょっと手前、ここはこっちから言えば南、そして、北までの湖畔がありますが、
市道側が右側、左が国道444号ですね、右側で桜が咲いているよと。これも確認をいたしま
したが、手前のほうに幾らか、ぼつぼつ咲いていると。そこのことだろうと思います。観賞
場所については咲いていません。というのは、半分以上先のダム周辺は咲いていません。国
道側が咲いていない。

それから、咲かない原因は遺伝子特性が主な要因であるというようなことは、咲かない要
因で正解であろうと。今まで咲いていませんからですね。

これについては、今年4月、もうすぐですから、3月の終わりから4月に花が周り近辺咲
いているときに、もう一遍見に行っていただきたいと思います。そしたら確実に分かると。
この写真はその当時の写真なので、そういうところでございます。

この桜は、もう植え替えなければ咲くことはないということでございます。植え替えるた
めには、今大きくなっている、下から上まで全部で200本ぐらいあります。鑑賞するところ
の上半分、100本ぐらいあります。それを伐採しなければいけないということになります。
植え替えることについては、今の桜の木が5メートル間隔で立っていますので、真ん中に植
樹して、それから3年ぐらいたったところで伐採をしていけばいいと思いますが、植えるの
は地域の応援も振興会さん等々で可能だと思います。しかし、直径が40センチ、50センチ、
高さ4メートル以上の樹木を伐採して処分することは、地域の振興会の個人では困難であり
ます。

したがって、このところを市に応援していただいて、そして、きれいな花が咲くとい
うところにしていきたいと思いますが、質問をいたします。この取組についてお願いしたいと
思います、お伺いをいたします。

○議長（徳村博紀君）

田代建設住宅課長。

○建設住宅課長（田代 章君）

お答えをいたします。

咲かないと言われている桜の木、この原因につきましては、先ほど御紹介いたしました、
遺伝子の特性によるものということで報告を受けておりますが、その他、気象条件だと土

壤条件、あるいは日照の複合的な要因も触れられておりますので、今後咲かないということ
はちょっと私たちのほうでも断定はできないところですが、植樹につきましては、市
が取り組んでいる中木庭ダム周辺整備計画によるものではございませんで、日本さくらの会
からの寄贈を受けまして、中木庭、それと、本城区民の御協力をいただいて、能古見小学校
6年生の卒業記念樹として植樹されたものというふうに伺っております。

そのため、議員お考えの植え替えに当たりましては、日本さくらの会、それと、当時の卒業生などの関係者へ取組の趣旨を説明されまして、伐採に関して承諾等々をいただいております。必要があるのではないかとこのように考えておるところです。

市といたしましては、このような問題が解決して条件が整えば、水辺空間を生かした花と緑の景観整備ということで、市民の憩いの場となるよう、できる限りの御協力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

今の答弁で小学生の記念植樹であるというところでありましたが、それはいつ頃か分かりますか。

○議長（徳村博紀君）

田代建設住宅課長。

○建設住宅課長（田代 章君）

お答えをいたします。

ダムの完成が平成19年ということで、その後、湛水試験が行われたわけですが、平成19年の完成の前に記念植樹をするというような計画になされておまして、平成18年3月というふうに記録をされております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

平成18年に植樹をされたということが分かっておることですね。

そしたら、それから17年ぐらいたっているわけですね。そして、質問も平成30年ぐらいにされている。そして咲かない。先ほどの答弁は、まだ咲くかどうか先々分からないけどというふうな答弁でしたけど、このまましておけば、ダム湖畔はそのままなんです。もう17年もたっているんで、やはり植え替えをしなければいけないと。そして、早急にやらなければ、また植えても5年ぐら先しか咲かんわけですよ。

したがって、強くこういったところをしたいと思いますが、先ほど言われた行政ができない部分もあると。それは十分分かります。じゃ、行政ができない部分はできないので、地域でやります。これは日本さくらの会から寄贈を受けているということ、あと、能古見小学校卒業の記念植樹であるということで、関係者の承諾を得る必要があるということなので、地区の振興会の会長さんとか父兄とか、さくらの会とかに了解を早急にする努力をしたいと思います。私も協力してやります。したがって、先ほど言われた、観光スポットと捉えているということで協力をしたいと、できることは協力をしたいということでありますので、この承諾が取れたら、すぐをお願いをいたしたいと思います。

そして、緊急にそれをやっていかないと、遅くなるばかりです。植樹をした小学生も花が咲くだろうとって植えている思いがあると思います。それも全く咲いていないということであれば、その思いをやはりつなげていかなければならないというところもありますので、しっかりとやっていきたいと思いますので、そのときは協力をよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

午前中はこれにて休憩をします。

なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

○議長（徳村博紀君）

午前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

それでは、鹿島が佐賀県下で誇れる観光スポット、中木庭ダム周辺になるように、中木庭ダム周辺整備その2をお伺いいたします。

毎年6月の見頃な時期に、中木庭ダム湖畔のあじさいまつりが開催されています。ダム周辺は散策道も整備がなされており、散策、ウォーキング、アジサイの苗木の無料配布がなされ、多くの人を訪れる鹿島の観光スポットとなっています。

あじさいまつりが開催された当初、平成27年頃、来年が10周年となります。平成27年頃は非常に色鮮やかな青、白、紫などの花が咲き誇り、それは広大な湖畔の水辺でもあり、来る人も感動されて、知らない人に教えたいと言われるほどでありました。案の定、当初開催された翌年には、大型のシャトルバスが何台も詰めかけました。そのアジサイは、これまで地域の振興会活動などを通じて植樹がなされ、今は7,000本超のアジサイの数となっております。

しかしながら、この頃のアジサイの花は、ここ数年、色があせた色になったり、また、アジサイの花が一部分の一色が大部分だったりというような状況になってきています。そのた

めか、大型のシャトルバスは、非常に見る方は敏感で、来ないようにになっています。

ダム周辺の草払い、アジサイの剪定については、地区と能古見地区振興会が主として懸命になされていますが、アジサイの数が多くなり、手が届かない状況になっていると思われる。

〔映像モニターにより質問〕

画面を見ていただくと分かりますが、これは去年6月のあじさいまつりです。

手前のほうから見ていただけますか。散策道の右側、咲いていません。そして、左側も咲いていないところがあります。そして、それをずっと行って階段辺りも咲いていません。その川の上のほうにずっと施設とか公園とかあるところですが、咲いているようですけど、花の色が浅くなっていると、そういうような状況です。なので、行って見たときには感激を当初四、五年していたんですが、そういった感激まではいかないような状況になっています。

今回お伺いをいたします次第ですが、アジサイの行政での管理についてお伺いをいたします。

中木庭ダム周辺は鹿島市の自然を生かす観光スポットとして、近隣市町、あるいは県内外、大村市などからの交流人口を増やせるという場所であります。このアジサイの手入れについては、本数が多くなった今、行政の力が必要であり、早急に手を入れていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

田代建設住宅課長。

○建設住宅課長（田代 章君）

お答えをいたします。

アジサイの管理についての御質問でございますが、この管理につきましては、平成22年3月に交わされております中木庭ダム周辺整備に伴う維持管理の業務委託に関する覚書、これに基づきまして、これまで地元の方に優先的に委託をするよう努めてきておるところでございます。

アジサイの剪定につきましては、花の生育や開花の時期など、特性に合わせた植栽の管理が必要であろうかというふうに思っております。7,000本を超えるアジサイの管理、これは多大な労力を要するものというふうに思いますが、現地で確認をいたしましたところ、植栽されているエリアが広過ぎるというか、広いエリアまでに至っているというような印象を持ったところであります。

また、アジサイの株が成長し過ぎることによって、密植された状態になっているというふうに思っております。ここで間伐をされてはいかがかなというふうに私のほうでは思っているわけですが、植栽の範囲の見直しだとか間伐、あるいは剪定、それと、除草などによって作業効率もよくなるものかなというふうに思っております。費用の軽減につながる

ということもありますので、いま一度御検討なさっていただけたらなというふうに思うところでは。

また、これは御承知というふうに思いますが、文献によりますと、剪定の時期につきましては、開花後、7月下旬ぐらいまでに行えばよろしいというような記載もありましたので、御参考になさっていただけたらというふうに思います。

あじさい園につきましても、桜同様、貴重な観光スポットの一つであるということから、多くの市民や観光客でにぎわい、ダム周辺地域の活性化となるよう、市としても協力をしていきたいというふうに考えておるところであります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

今回の質問は、花をきれいに咲かせたい。そして、できるならば早急に咲かせたい。これは一年一年手入れをすればきれいになる。そして、今言われたようなところも相当多くなっていますので、間伐とか必要でありましょう。

思うのは、やはりここは鹿島の観光スポットとして大きく内外に知らしめることができる場所なんです。やはりそういった地区への業務委託がなされております。それは、先ほど言われた平成22年3月、これから13年、14年ぐらいたっていますよね。その当時のアジサイの本数が何本あったか知りませんが、地区の振興会は毎年、そういったのを10年、13年ぐらいかけて、そういった苗木を植えておられると。そして、徐々に増えてきて、当時の業務委託では賄い切れないような数字になっておるとは思いますが、それらを見越してそれなりの委託をされていると思いますが、結論的には花を咲かせないといけない、ここはそういった大きな観光スポットにはならないよ、シャトルバスも来ていないよ、ならばせないかんというのが目的にあるわけですね。

それで、今の地域の状況とか、中木庭ダム周辺の地域の戸数、そういったところとか、振興会も三、四遍ぐらい、午前中、人を30人、40人ぐらい集めてやっておりますが、やはり一日中という――地域の振興会活動というのは半日です。一日中ということは、そういった活動自体が、やはり勤めている方々がありますので、日曜日にやっておられますが、私も角田議員も行きますが、もう手は届きません。そういった中でのお願いということをしているわけでございます。

そういうやり方等は伝えたいと思いますが、それで実現するとはなかなか思えません。そして、やはりその手が必要であるというふうなことを思っているわけでございます。したがって、業務委託をしてきれいに咲かせたいという行政の気持ちがあるならば、業務委託をされた方にそういった話を聞いて、そして、それならばどうやって咲かせればいかと

いうふうなことを毎年思うわけであります。

こういったところで、市長もそういったあじさいまつりとかは奥さんと来ておられますので、見解をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

中木庭ダムの周辺整備、今おっしゃったように、ここは鹿島市としても重要な観光スポットというふうに私自身も思っております。あじさいまつりだったり、以前はここで中木庭ダムのダムフェスタという催しも地区の皆さん方で行っていただきました。そういうことで、ここが、さっきおっしゃったように、アジサイも咲き誇る頃には本当にきれいで、我々も本当に行ってよかったなという思いもいたしております。

今の現状を見てみますと、確かにダム周辺というのはかなり広い場所ですので、今委託をしながら、皆さん方が管理をしてもらっておりますが、今の状況で本当にそれで十分であるのか。能古見地区の振興会が中心となってやってもらっておりますが、以前と今の振興会の状況はどうなのか、そういういろんなことを勘案しながら、今後のことについてはお互いに協力しながらやっていかなければいけないというふうに思っております。

年明けて1月に能古見地区の振興会とちょっと話をしたいというふうに、担当のほうと調整を取っておりますので、あそこら辺の周辺整備、今日、話のあった桜のこと、あるいは能美の郷、いろんな問題で、今後、地元と協議をしながら、どういうふうやっていったらいいのかということをしっかり詰めて、やっぱりおっしゃったように、ここがアジサイが咲いて、皆さん方が来てよかったとか、桜については今後どうするか、桜の花が咲いてきれいなところでよかったねとか、そういうふうに思ってもらえるような中木庭ダム周辺ということで、私もそういうふうに思っておりますので、ぜひ皆さん方の思いに込められるようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

ありがとうございます。市長のこの周辺に対する思いの熱が伝わりました。実現をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

県内では、相知町のアジサイ、武雄の庭木ダム周辺の桜、北山ダム周辺の整備状況をよく耳にいたします。中木庭ダム周辺は、それを超えるロケーションであり、大型ロケーションであります。あとは積極的な一つ一つを考え、取組次第で、佐賀県一の自然環境、観光名所になり得るところでございます。鹿島市も、どうぞ地域と地域振興会と共に協力をよろしく

お願いしたいと思います。

以上をもって質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（徳村博紀君）

以上で3番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。1時25分から再開します。

午後1時14分 休憩

午後1時25分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

皆さんこんにちは。7番議員、樋口作二でございます。通告に従い、一般質問をいたします。

前回、9月の一般質問では鹿島市の米づくりや米食について質問し、減反やミニマムアクセス米の輸入など問題はあるが、市内の米生産は市民の米消費を上回る生産ができており、学校給食でも地産地消の米食ができているとの答弁で、食料の安全確保という視点では問題がないことに安心をした次第でありました。

ところが、2週間ほど前、NHKの番組で、全国的に米作りの後継者が足りなくなっているという、言わば日本人の主食である米が安定供給できなくなるのではないかという課題を放映していました。日本の米どころである東北地方でさえそうならば、中山間地の米作りも多い鹿島市の実態はどうであるのか、非常に気になった次第でございます。

そこでまず、食の安全保障という視点から、農業従事者の世代別年齢、特に米作りをしておられる方の年齢についてお尋ねします。

次に、副主食とも言えるパンや麺類の原料となっている小麦の流通の実態はどうなのか、鹿島市や佐賀県の生産で需要が賄われているのか、お尋ねいたします。

2つ目の項目として、食の安全・安心についての人々の願いや、世界各地、そして、日本各地の取組についてお尋ねします。

今、世界各地で食と農をめぐる危機が叫ばれ、栄養不良や肥満、食に由来する疾患、食品ロスや地域農業の衰退などが指摘されています。こうした危機から身を守ろうとする動きが世界各地で生まれ、国連でも小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言を採択し、農業の在り方として、小規模な農業、家族農の重要性を指摘しました。

こうした中、世界各地でオーガニックブームが起き、有機農業生産物への需要が高まり、さらに近代農法で傷めつけられた土から改良しようとする再生型農業も進展していると聞きます。日本各地でも有機農業への関心が高まり、有機農業と連携した有機給食の実践も広

がっているようです。

そこでまず、世界のオーガニックの広がりがどのようになっているのか、幾つかの国の例を挙げて説明ください。

そして、日本各地で広がる有機農業と連携した有機給食の実践例をお知らせください。

農林水産省もようやく有機農業推進計画、支援策を打ち出し、食料・農業・農村基本法の改革にも乗り出していますが、佐賀県内の取組が表立っていませんので、県内の情報についてもお知らせください。

鹿島市の今後の取組については、これらの答弁の後、一問一答での話し合いをお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。江島農林水産課長。

○農林水産課長（江島裕臣君）

私のほうからは大きな1項目め、食の安全保障、農業従事者の世代別年齢及び米、麦の自給率、さらに大きな2項目めの食の安全・安心、世界のオーガニック事情等について申し上げます。

食料の安定的な供給の確保は、食は人間の生命の維持に欠かすことができないものであるだけでなく、健康で充実した生活の基礎として重要なものであるため、国の最優先の責務でもあります。農業が様々な政策によって保護されているのは、こうした食料安全保障や食料自給率向上のためでもあります。

一方で、国内で食料を生産するに当たり、農地など必要な農業資源を維持し生産活動を支える農業者は、高齢化と担い手不足という大きな課題を抱えております。農業従事者の年齢別構成を見ますと、2020年のデータでありますけれども、鹿島市内の専業農家では60歳以上が81%を占めております。特に60から70代の方が大きな割合を占めておりますことから、10年後にはさらに高齢化が進み、地域農業の担い手の状況はますます厳しいものになると予想されます。

食料安全保障の要と言えるのが、全国的にも自給率ほぼ100%であります米であり、これは鹿島市内においても100%を超えております。一方、近年では麺でありますとかパン食も増えておりますけれども、小麦の自給率は全国でも15%程度と、輸入に依存しているという状況でございます。

このように、全国では自給率が低い麦であります。佐賀県は、大麦は全国一、小麦も全国3位と、国内での生産量は上位を占めております。鹿島市においても、生産量に対して、一般的な年間消費量と比較しますと、自給率は100%を超えているという状況でございます。こうしたデータを基に、食料安全保障や自給率という視点から鹿島市の農業を見ますと、主

食となる米、麦が自給率100%を超えているというのは、鹿島市の強みではないかと考えられます。

また、鹿島市の水田ではほぼ圃場整備が行われておりまして、国内で食料を生産するために必要な農地でありますとか、農業資源を維持していくというベース、基礎となる部分は一定程度保たれているものではないかというふうに考えております。

次に、世界のオーガニック事情と日本の現状について申し上げます。

世界的に消費者の有機農業に対する関心は高まっておりまして、その市場規模は拡大傾向にあります。その背景には、健康への意識と環境問題への認識の2つの大きな要因があると考えられます。

欧米のオーガニック先進国では、国が厳しいオーガニック認証基準を設け、有機農業への支援に取り組んでいます。一方で、日本の有機農業への取組や市場規模は遅れていると言われてきておりました。

幾つか他国の状況を申し上げますと、アメリカでは農務省によるオーガニック認証制度、USDAオーガニックというのがございまして、厳しい審査基準がございまして、また、有機栽培への移行に対する助成を国が積極的に実施するなど、健康志向の高まりとともに、国が有機農業への転換を推進しています。

また、お隣の韓国では、有機農業、環境保全型農業を含め、親環境農業、こうした独自の認証制度があり、特徴的な取組として学校給食への導入が進められています。

こうした取組と同様に、日本でも有機JAS認証制度というのがございまして、有機オーガニックを名のするにはこの認証を受ける必要がございまして、このJAS認定には毎年審査を受ける必要がありまして、費用もかかります。有機栽培に興味を持っていただく新規就農者等でも、なかなか有機JAS認定の取得までには至らないのが現状でございまして。

有機栽培に対します各国の政策は、それぞれの文化や農業の現状などが反映されたものでございまして、単純に比較することはできませんが、ヨーロッパの国々では農薬の使用に対しての厳しいまなざし、また、アメリカや中国では、慣行農業への不信感等もありまして、消費者が有機作物のほうが安心できる、たとえ価格が高くても、これを買いたいと考える傾向が根底にあるものというふうに分析をいたしております。

また、こうした流れの中で佐賀県の動きはどうかということでもございましてけれども、国のみどりの食料システム戦略というものがございまして、これに基づきまして、佐賀県も佐賀県みどりの食料システム戦略推進基本計画というのを今年3月に策定されております。

この中では幾つかのポイントが示されておりまして、耕畜連携による土作りの化学肥料、化学合成農薬の使用の削減でありますとか、有機農業の取組の推進、また、ドローンなどの先進機器の活用や排CO₂の回収利用等による温室効果ガス削減の取組を推進、また、環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の消費拡大を図るといようなものを柱に掲

げられ、現在、推進がされておるところでございます。

私のほうからは以上です。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

私のほうからは国内における有機食材を学校給食に取り入れている事例についてお答えをいたします。

環境への配慮や農家支援を目的に、有機栽培や減農薬、減化学肥料で育てられた米や野菜を学校給食で活用する取組が広がってきているのは承知をしているところです。有機農産物を給食に利用する市町村は増加傾向にありまして、国の調査では、現在140近くになっているということです。一方では、安定供給の面などに普及の課題があるようでございます。

このような中、近年の成功事例として、千葉県いすみ市の取組があります。同市は2015年から地元産有機米を学校給食に導入しておりまして、安定的な販路といえますか、消費先があることで有機農業に転換する農家が増え、市内の有機米生産量は昨年度120トンということで、8年間で30倍ほどになっているということでした。

また、本市と同様に、内閣府が選定する今年度のSDGs未来都市に選定されている木更津市は、市独自のSDGs推進モデルとして、人と自然が調和するオーガニックなまちづくりを掲げていらっしゃいます。2016年には人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例、通称オーガニックなまちづくり条例と言われておりますけれども、この条例を平成28年12月15日に施行し、学校給食への地元産有機米の提供や環境保全型農業の拡大による地産地消の推進に取り組んでいらっしゃいます。

このほか、兵庫県豊岡市は、農薬や化学肥料を使わない有機農業を推進するオーガニックビレッジ宣言をされておりまして、有機農業の産地形成に取り組むとともに、生物多様性に配慮したコウノトリ育む農法を普及させ、2027年度までに学校給食で提供するお米を全て無農薬米に切り替えたいということで頑張っておりまして。

このような事例があるということです。

○議長（徳村博紀君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

ありがとうございました。それではまず、食の安全保障ということで、特に米作農家の鹿島市の農業者の世代別年齢というふうなことで、ちょっと話題にしてみたいと思います。

特に米作農家としたのは、やはり私たちの主食であるお米がどれぐらい作られているのかなというふうなことでございますけれども、先ほどの御答弁で60歳以上が81%というふうなことをおっしゃっていただきました。もう少しデータを詳しく見ますと、60代が多いんですけ

ど、70代も大体32%ぐらいあられるというふうなこと、あるいは80代以上も8.8%、9%ぐらいおられるというふうなことで、年代はいいんですけど、これはちょっと質問は聞いていなかったんですけど、どうなんですかね。こういった方々に後継ぎというか、NHKで放映していましたが、今まではもう作れないというふうな土地をほかの人が買ったり、あるいは借りたりして作るというふうなことで水田を賄ってきたんだけど、もうそれさえも、代わりに作っておられる方がいないというふうなことが指摘されていました。

感覚的でいいですので、そういう60代、70代、あるいは80代の方の後継ぎの方はおられるのかどうか、その辺どういうふうに認識をされているのか、お尋ねします。

○議長（徳村博紀君）

江島農林水産課長。

○農林水産課長（江島裕臣君）

お答えいたします。

その後継ぎの状況まで詳しい数字というのは持ち合わせておりませんが、やはり後継者が不足しているという現状には変わらないというふうに認識をいたしております。今後は、数は少なくとも担い手になる方、この人たちを育成して行って、より大規模に営農していただいて耕作放棄地をなくすといいますか、営農を続けていってもらう、そういった方向性になるかというふうに考えています。

○議長（徳村博紀君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

非常に調査が難しいと思うので質問しなかったんですが、私が地元、当地区のことをよく分かるもんですから、調べてきました。

80歳代が――70歳代といっても78歳、79歳、75歳以上が、大体10軒ぐらいと思ってください。10軒のうち7軒が75歳以上、そして、72歳が1名、60代が2名というふうな感じなんですけれど、全て後継ぎがおられない。1名はひよっとしたら米を作ってくれるかなというふうな感じなんですけれど、私が伺ったら、どこでん一緒ばいというふうなことを答えられました。ですね。

そうすると、例えば、優良な七浦干拓があるんですけど、あそこは次に借りる人がすぐ出てきたと、今まではそういうふうな状況だったんですけど、七浦干拓さえもなかなかもう売れんとばいというふうなことも言われておりましたので、将来的になかなか後継ぎ問題が厳しいのかなというふうなことで、10年後、20年後、鹿島市の水田を賄う人がいるのかどうかという辺りが非常に気になっていることとございますので、ぜひこれからも指導ではないんですけど、一緒に考えていただいて、どのような対策を取れば水田が賄われていくのかということとをぜひ考えていただければというふうに思います。

次に、小麦についてのことをちょっと話題にしたいと思いますけど、先ほど言われたとおり、大体国内産で賄われている小麦は15%ぐらい、残りは輸入であるというふうなことなんですよね。なかなかその流通というのが、ネットで調べると結構分かってくるんですけど、外国産というのは基本的に国家が、国家貿易といって国が一元輸入をして、それからずっといろんなところに販売するというふうな形になっているようです。

私が先ほどの答弁で分からなかったのは、小麦100%ですよ。私はイメージとして、鹿島市で作られているのは、二条大麦というビールの原料になる大麦が多いというふうなことを伺っていたんですけど、実際、麺やパンになる小麦を作っておられる方とその作っておられる方の流通がどうなっているのかなというところがお分かりでしたら教えてください。

○議長（徳村博紀君）

江島農林水産課長。

○農林水産課長（江島裕臣君）

お答えをいたします。

今の鹿島市内の小麦の生産状況でございますけれども、先ほど議員からありました二条大麦ですね、これは原料としては焼酎の原料になりますけれども、これが鹿島市内で今、255.5ヘクタール、麦生産の約44%を占めております。これのほかに、麺、うどんなんかの原料になります小麦、チクゴイズミという品種がございますけれども、これが287.1ヘクタールということで、全体の49%の生産を占めているという状況でございます。

この流通がどのようになっているのかということで、先ほど言いました麺とかに使われるチクゴイズミの流通を調べてみましたところ、佐賀県内への出荷が34%、九州管内での出荷が11%、残り半分以上、約54%、これが関東圏への出荷がなされているという状況でございます。

○議長（徳村博紀君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

ありがとうございました。ちょっと認識不足で、二条大麦のほうが多いのかなと思っていましたけれど、パンや麺の原料となる小麦のほうが49%、半分近く作られているということと、県内や九州もそうですけど、関東地方まで送られているということですね。

当然、直接は食べられませんので、製粉企業なんかを買われていくんだというふうに思いますけれど、そのようにして地元で小麦粉も回る状況があれば非常にありがたいなと思ってはいますけれど、残りの85%が外国産というふうなことで、実際、私たちが口にしているものがどこ産の小麦なのか、これは非常に難しいなと思いますけれど、量的に言えば100分の15ぐらいしか口にしていないのかなというふうなことも考えられます。

ぜひ鹿島市の小麦で作ったパンとか、そういうのがあったら、もっともっと鹿島市の名前

も出てくるのかなというふうなことで、ちょっと思った次第でございますけれど、ありがとうございました。ぜひそういったふうな地元産で、いろんな麺とかなんとかできるような産業が起きたら、もっともっとすばらしい鹿島市になるかなと思いました。

それでは次に、食の安全・安心について、まず話題にしたいと思っておりますけれど、ありがとうございました。特にEUとか、あるいはアメリカ、韓国、いろんな国々でそういう取組が広がっているということでございます。外国があるからではなくて、日本の中でも広がっているというふうなことで、今までは日本の食が安全なんだというふうなことが言われていましたけど、むしろ日本産よりも外国産のほうが安全であるというふうな指摘もあるみたいでありますので、その辺も含めて、日本各地の私たちの食をどのようにしていけばいいのかなという視点で話合いができたかなというふうに思います。

それで、いろいろ今おっしゃっていただきました中で、まず、豊岡市のことを先ほど御指摘いただきましたので、ここでコウノトリ米といいますか、実は豊川市は昨年ですかね、私たちが行政視察で行ったところなんですけれど、コウノトリ米の取組について、もう少し詳しく御説明いただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（徳村博紀君）

中村ゼロカーボンシティ推進課長。

○ゼロカーボンシティ推進課長（中村祐介君）

お答えいたします。

兵庫県豊岡市のコウノトリ米の取組でございますが、全国で生物多様性に配慮した米作りということで、この豊岡市だけじゃなくて、例えば、新潟県の佐渡市、それから、佐賀市のほうでも同じような取組がありますので、御紹介をしたいと思っております。

まず、豊岡市のコウノトリ米なんですけれども、これは正式には「コウノトリ育むお米」と呼んでおります。それから、先ほど佐渡市のほうもありましたけれども、こちらは「朱鷺と暮らす郷づくり認証米」、それから、佐賀市では「シギの恩返し米」ということで、全国ではそういった生物多様性に配慮した米作りが行われているところがございます。

具体的には、お米を栽培していない時期でも、野鳥の餌場、先ほどコウノトリとかトキとか言いましたけれども、そういった野鳥の餌場が確保されるように冬の田んぼに深く水を張っておくということで、「ふゆみずたんぼ」の取組と呼ばれておりますけれども、そういった取組とか、あと環境に優しい、先ほどからあっております有機農法による米作りが行われております。それぞれが農家独自の取組ではなくて、県とか市、それから、農協、あるいは大学機関など、様々な関係機関と連携を行って取組が進められております。

特に兵庫県豊岡市では、生物多様性に配慮した農法をコウノトリを育む農法ということでブランド化して、全国でも高い評価を受けておられます。具体的には、例えば、栽培期間中の農薬の不使用、または75%減少させる、あるいは化学肥料の栽培の期間中に不使用、ある

いは種もみですね、そういったものをお湯で消毒するとか、先ほど申しました田んぼに深く水を張る、それから、中干し期間といいまして、少し田んぼを休ませるといいますかね、そういったこともやられております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

コウノトリ米ですね、ここも以前も申し上げましたけれど、円山川といいますかね、そこにコウノトリがたたずんでいるというか、普通にいる風景が本当にびっくりしたんですけど、そういう状況をつくっておられましてですね。

やはりここもなかなか減農薬といいますか、農薬を使わない農法というのは非常に苦労されていたみたいなんですけれど、そんなことよりも、一度絶滅したコウノトリを何とかもう二度と絶滅させるわけにはいかないという住民の方の、特に農家の方の強い思いというのですかね、そういうことがあったというふうなことを聞いておりまして、やはり象徴するような鳥とか、そういう動物がいれば、また市民の意識も変わるのかなというふうなことも思った次第です。

同じようなことがトキについても言えるのかなというふうなことを思っておりまして、これも、トキは昔はたくさんいたというふうなことなんですけれど、それが絶滅しかけたのを何とかして、佐渡市自体もJAとかの協力が非常に大きかったということも聞いております。私もよく知らなかったんですけども、シギの恩返し米ということで、隣の——隣というか、同じラムサール地域の指定を受けた東与賀を中心とした佐賀市が取り組んでおられるということですけど、このシギの恩返し米について、何かもう少し詳しく情報がありましたら教えてください。

○議長（徳村博紀君）

中村ゼロカーボンシティ推進課長。

○ゼロカーボンシティ推進課長（中村祐介君）

佐賀市が行われているシギの恩返し米につきまして、少しお話ししたいと思います。

シギの恩返し米につきましては、先立ってコウノトリ米とかトキ米とか、そういったブランド化にすごく貢献している、生物多様性にも貢献しているということで、佐賀市のほうでもやれないかというような話がありまして、平成29年頃にシギの恩返し米プロジェクト推進協議会ということで、県、それから、市、JA、大学、民間企業で成ります協議会を発足されて、そういったことを進められております。

先ほどのコウノトリ米にもありましたように、田んぼに水を張って餌場として提供されている「ふゆみずたんぼ」と言われていることもされていますし、あと、魚が水路と田んぼと

行き来ができるように、そういった魚道も設置をされたりしております。そして、できた米をシギの恩返し米ということでブランド化して、JAとも連携をされておりますので、JAの直売店とか、あと、関東のほうにもこだわり米ということで販売されているところです。

それから、あと、下水の汚泥を発酵した肥料ですね、「じゅんかん育ち」ということで名称がありますけれども、そういったものも使用されているというようなところでございます。以上です。

○議長（徳村博紀君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

高齢者の方にはちょっと聞いたんですけど、米作りは簡単かばいと、あんまり苦労しないもできますよというふうなことを言われたんですけど、当然、農薬等を使わない農業というのは非常に手がかかるといふふうに思いますし、ある意味、同じ値段ではなかなか勝負できないというか、逆にそうした付加価値をつけることによってお米を高く売るといふような戦略がないと、なかなか難しいのかなと思いますけれど、値段等がどれくらいで販売されているのかお調べでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（徳村博紀君）

中村ゼロカーボンシティ推進課長。

○ゼロカーボンシティ推進課長（中村祐介君）

お答えいたします。

これはいろいろインターネットとかで販売をされているところから抜き出したものですが、まず、コウノトリ育むお米と、これはいろいろ、その年々によって、その状況によって価格というのは変動いたします。5キロ当たり約4千円ということで載っております。それから、朱鷺と暮らす郷づくり認証米につきましては、5キロ当たり3,500円というようなところでございます。あと、シギの恩返し米につきましては、2千円をちょっと超えるぐらいというようなところで、調べたところ、そういった価格でございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

ありがとうございます。コウノトリ米にしても、減農薬よりも当然無農薬というですかね、そちらのほうが高いというふうなことも伺っておりますけど、どちらのほうから売れていくんだというふうなことも書いてある資料がございました。

昨日でしたかね、一昨日でしたか、NHKの「いいいじゅー！！」という番組があつて、それを見ていたら、馬を使って耕して、そして、もちろん無農薬等で自然に任せたような農

法でお米作りをされているのを見ました。ちょっとびっくりしたんですけど、5キログラム8千円と多分NHKは言われたんじゃないかなと思います。はっきり言って、誰が買うのかなど。この辺ではなかなか考えられない。

昨年、前回のときに非常に米の値段が安いというふうな話をしたんじゃないかなと。当時は、私たちのところも1俵18千円、20千円ぐらいで大体相場があったんですけど、今はそれよりもさらに下がっているんだという話だったけど、そのように付加価値が非常に高い状況で販売されているというお米も実際売れているという状況もあって、やり方によっては、やはりある意味、商売になるではないですけど、農家を力づけるようなお米の値段というのも実際登場しているというふうなことで、やはり何らかの方法で取り組めば、農家の方も力が強くなるのかなというふうなことを思った次第でございます。

それでは次に、では、鹿島市をどうするかということの前に、国や県の動向をちょっと話題にしたいと思います。

先ほどもちょっと話していただきましたけれど、国のほうでも、これは令和3年5月と書いてありますけど、みどりの食料システム戦略というふうなことで、これは農林水産省のほうでネットにも上げておられますし、それからもう一つは、食料・農業・農村基本法ということですね、この見直しと。なかなか今、政治的に大変なので、若干見直しのこれが遅れるんじゃないかという情報も入っていますけれど、見直しの方向なども起こっておりまして、やはり新たに、今までの慣行農業一辺倒ではなくて、より自然に近い——自然に近いといえますか、自然を大切にした農法というのが推奨されているのかなと。

これは当然ゼロカーボン掲げられている鹿島市にとっても、やっぱり先ほども言われましたけど、これをすることによって二酸化炭素の排出ですね、これも抑制できるんだというふうなことも言われておりますので、これから盛んに宣伝されるのかなと思いますけど、まず、みどりの食料システム戦略というのがどういうものなのか、若干御説明願えますでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（徳村博紀君）

江島農林水産課長。

○農林水産課長（江島裕臣君）

お答えをいたします。

先ほど議員からありました国の食料・農業・農村基本法、これは農政の憲法とも言われているものでありますけれども、現在、政府のほうで25年ぶりに見直しに向けた審議が行われているところでございます。

その下部計画といえますか、その中にありますみどりの食料システム戦略というものでございますけれども、これは、現在はSDGsや環境を重視する国内外の動き、これが今後も加速していくと見込まれる中、日本の食料・農林水産業においても、これに的確に対応して

持続可能な食料システムを構築する。このために農林水産省が、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を実現するための戦略として、このみどりの食料システムというのが令和3年に策定されております。

この背景といたしましては、食料自給率の低下でありますとか、人口減少と高齢化、また、環境問題への対応ですね、こういったものの課題解決を目指すというような意味で、この戦略というのが策定されたところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

ありがとうございます。そういうふうな中で、このみどりの食料システム戦略を見ますと、まず、2050年までに農林水産業のCO₂をゼロエミッション化というふうなこともあっていて、こういうこともやはりこの鹿島市のゼロカーボンシティの推進に大きく影響するのかなというふうなことで、詳しい内容がまだずっとありますけど、またこういうこともしながら、鹿島市も高めていかななくてはいけないのかなというふうに思うところでございます。

そして、食料・農業・農村基本法が、いわゆる農業の憲法みたいなもんだというふうなことですけど、実際見直しが行われておりますので、これがきちっとまた成立したときには話題にして、鹿島市がどのように取り組んでいくのかということもまた話題にしたいと思えます。

私がそういうことを調べていく中で、いわゆる農林水産省の有機農業支援施策というふうなことで産地づくり支援というふうなこともやっておられまして、これを調べてみますと、いわゆる有機農業の推進地区に、例えば、有機農業と地域振興を考える自治体ネットワークというのがあるんですけど、令和4年7月時点で52市町村、18県が参加というふうなことなんですけど、これが佐賀県がゼロなんですよね。鹿島市ではなくて、佐賀県がゼロなんです。九州も、長崎県は南島原市とかありますけれど、何というかな、いわゆるこの有機農業について自治体が支援をしているかというふうな感じかなというふうに思うんですけど、ぜひ鹿島市も市を挙げて有機農業と地域振興を考える自治体ネットワークといいますか、こういうことにも参加することによって、ずっと広がりが出てくるかなということで、もちろん市民の活動というのも非常に大切なんですけれど、自治体自体も力を入れてくださる方向を検討していただければというふうに思います。

そこで、今ちょっと話題にしたんですけど、かつては慣行農業一辺倒かなというふうなことの中で、これからは家族農業とか小農とか、あるいは有機関係とかいうふうな農についての考え方が若干変わってきているのかなと思いますけど、市民の方はまだそうではないのかなというふうに思います。

そこで、少し話題をしながら考えていきたいと思えます。実は佐賀県に昨年度亡くなられた山下惣一さんという方がおられるんですけど、唐津市の方で農民作家ということで非常に有名です。この人の本を読んだら、ずっと農業政策の中で苦勞してきた若い頃の時代も書かれておりますけれど、その山下惣一さんが最後に提唱されているのが「市民皆農」、農業は皆しなくてはいけないんじゃないかと。誰でも少しずつぐらい、自分の食べるものは自分で作るようなことができないのかなというふうなことを提案されているんです。東京あたりでは無理かなと思えますけど、鹿島市ならこういうこともできるのかなと思うんですけど。この山下惣一さんの考えについて、何か御答弁いただけますか。

あるいは、ついでにですけど、先月でしたかね、亡くなられた武富勝彦さん、この方は江北町にお住まいだったんですけど、鹿島高校の先生をされていた方なんですけど、川に生えているアシを堆肥にして、それで農業をされておりました、非常に一生懸命やられておりました。そういう方もおられますけれど、この方は、言わば昔——昔じゃないけど、松井秀喜さん、大リーガーですね。あの方が向こうではおにぎりを食べておられたんですけど、この人の雑穀米といいますか、赤米とかなんとか作っておられて、そういうものを作ってホームランを打っていたんだというふうなことを自慢しておられました。

そういうふうに、佐賀県の中でも農業の先駆者というのはたくさんおられるわけなんですけど、そういうことも含めて、これからの農業についてどのように考えが変わってきたのか、その辺の考えの追加とか、あるいはゼロカーボン化とかあられたら、御答弁よろしくお願ひします。

○議長（徳村博紀君）

江島農林水産課長。

○農林水産課長（江島裕臣君）

お答えをいたします。

今、議員のほうから紹介がありました、まず、山下惣一さんでありますけれども、紹介がありましたとおり、米とかミカンを栽培しながら、農民作家として執筆活動を続けられまして、40冊を超える作品を世に出されております。山下さんは御自身の経験から、規模拡大や効率化を進めている農業政策に疑問を呈して、地産地消こそ進むべき道だと、農業は成長よりも安定、拡大よりも持続、競争よりも共生というようなことを訴えられておりました。

次に、御紹介がありました武富勝彦さんでございますけれども、今、議員おっしゃったように、アシを使った無農薬有機農法に取り組みられておまして、2002年に日本人で初めてイタリアに本部を置くNPO団体のスローフード協会に認められまして、日本人で初めてのスローフード大賞というのを受賞された方でございます。

今後、農業の方針としてはどうなのかというところでございますけれども、山下惣一さんの言葉にもありますように、日本の農業形態のほとんどは家族農業でありまして、鹿島市に

おける農業もほぼ家族農業、この家族農業というのはいわゆる小農というものでございます。いわゆる利潤を追求する企業的経営とは異なりまして、地域の農地の維持でありますとか、自然生態系、環境、社会性を重視しながら、安心・安全な農作物の生産、環境保全の中核をなしているのがこの小農であろうというふうに考えております。

ただ一方では、担い手不足というのも深刻化している中であっては、営農組合の法人化でありますとか企業参入、また、農業の担い手、生産体制の強化というのにも必要とされているところでございます。

この大規模化と小農ですね、どちらにシフトしていくのかということでございますけれども、どちらにシフトするというものではなく、地域、農業者の方の状況に合わせて大小両輪で振興を図っていく必要があるかと思えます。

国の食料・農業・農村基本計画の中にも、基本的な政策としては産業政策と地域政策を車の両輪として進めていく。この産業政策というのがいわゆる大規模化したような農業、地域政策というのが山下さんが訴えられているような小農、これはどちらも両輪として推進し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立するという方針で行われておりますので、基本的にはそういった考え方で今後も進むものというふうに考えております。

○議長（徳村博紀君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

ありがとうございました。やっぱり簡単に無農薬といっても、そういうわけにはいかないということは重々——少しいろんな方法を考えながら、現在の体制を整えながら、なおかつ考え方としてそういうことが広まってきているというふうな方向かなと思えます。ぜひこういう方向に進むためにも、最後に話題にしていますけれど、有機給食に取り組んでいる自治体も増えて、これはなぜかという、当然、子供ですから、子供に安全・安心なものを食べさせたいという思いは本当に誰もが持っておられるというふうなことの中で、以前にも質問をしたことあるんですけど、先ほどおっしゃったとおり、やはり材料をそろえるのが難しいとか、あるいは金銭的に高くなるとか、そういうふうなこともやっておられますけれど、例えば、私も作っていますが、大根とか根物、芋類とかですね、こういうものは特に農薬をかけないでも当然できるわけなんですけどね。

全てを一遍にやろうということではなくて、どこの自治体でもできるところからやっておられると、そういう実態があるみたいです。まず、1つのものをやってみると。お米なんかは結構難しいんですよ。たくさん量も要るしですね。だけど、できるものはあるんじゃないかというふうなことで、多分、この辺の我々の、いわゆる千菜畑とか作っておられる方は、自分の食べるものにはそういうものはほとんどかけておられないというふうなことも聞いておりますので。そういうことですが、有機農業、有機給食へ話合い等は多分されていな

いんじゃないかなと思います。

私、ちょっとここで伺いたいのは、今、指定管理というですかね、それで学校給食を実施されていると思いますけれど、ホームページを見ましたけど、学校給食運営委員会、それから、学校給食献立委員会という2つの話し合う組織があるというふうなことは書かれておりました。その運営委員会等で実際そういう給食の中身というか、これからの給食をどのようにやっていこうとかいうようなのが決定をされて、指定管理ですから、実際作っておるのは向こうなんですけど、その辺の兼ね合いがよく分からなくて、こちら側が決めたことを向こうの指定管理のほうが実施をされていかれるのか、あるいはその話合いの中に指定管理者が参加されているのか、その辺も含めて、どのような学校給食の運営がなされているのか教えてください。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

学校給食運営委員会については、まず、保護者代表、各学校1人ずつ、校長、そして、学識経験者として2名、納入業者の方と民生委員の方に入っております。

そこでは主に学校給食の運営、学校給食は私の会計になっておりますので、その運営状況とか、あるいは食数とか、そういった主に財政的な面の運営をしております。給食の中身の内容についてはしておりません。

ただし、学校給食担当者会議というのを毎月1回開いております。これは各学校の学校給食担当ですね、教諭になりますけれども、これが参加をしております。

それで、民間委託はしておりますけれども、県費負担教職員が3名、これは栄養士、学校栄養教諭と、学校栄養職員3名おりますけれども、その3名によって毎月の献立を立てております。その献立について各学校の担当と話し合いながら、どのような内容にしていくか。もちろん、いろんな条件がありますので、その中で栄養、あるいはおいしさとか、また、予算のことも考えながらやっていくということで、指定管理者の方がその2つの会議に参加をするということはありません。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

よく分かりましたけれど、この予算等もきちっと、例えば、県費負担職員等が計算されて、指定管理の予算内の材料で食材を購入したり給食を作っているから、指定管理の方に迷惑がかかることはない、そういうふうな理解でよろしいのでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

学校給食費のメニューというのは、保護者の方、あるいは教職員が負担する給食費で賄っておりますので、指定管理費は全くその食材には使っておりません。指定管理はいわゆる調理をしていただく、配送をしていただく、そのことに関してが主な予算ですので、給食の中身については、全て給食費で賄っているということになります。

○議長（徳村博紀君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

そうすると、しつこいようですけど、例えば有機給食なんかにして、これは手間がかかるんですね。皮をむくのが大変だから皮むきのボランティアが必要だとか、そういうふうなところも実際やっている自治体があるみたいなんですけれど。

そういうふうな、材料自体はこちらの予算内でやるけれども、手間がこっちにかかりますよと、そうしたことで請け負ってくれるのかなという辺りがちょっと心配で尋ねているんですけど、その辺いかがでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

議員おっしゃったように、実際に調理をされるのは指定管理を受けたところの職員さんです。ですから、やはり給食の食材については、ある一定基準の形とかがそろっているとか、そういうものがやはり限定されるというところでもあります。

○議長（徳村博紀君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

分かりました。まだ今からスタートするんだというふうな感じなんですけれど、SDGs 未来都市、あるいはゼロカーボンシティ宣言をされているというふうな状況の中で、やはり有機農業、そして、有機給食というのにつながってくるのかなというふうなことでございますので、前向きにぜひ検討していただいて、先ほども言いましたけれど、大根だけからでもいいですので、何かそういうふうな取組をしていけば、だんだんつながっていくのかなと思いますし、そういうふうなことを思った次第でありますので、ぜひよろしく願いいたします。

本日話題にしましたのは、一つはやはり食料安全保障というふうなことで、例えば、国際的な紛争なんかをしていると非常に心配になってくるというふうなことですよ。例えば、

種子の9割、一般的に売っていますけど、種の9割は外国から入ってきているというふうなことで、もしこれの輸入ができなかったらどうなるんだとかですね。あるいは、この前ちょっと新聞に載せておられましたけど、養蜂家の方の家族なんですけれど、蜂がいなくなったら食料ができないんじゃないかと、受粉を担うのは誰なんだと、そういうことで非常に食料を取り巻く安全保障も、ある意味、危機いっぱいのところ、ぎりぎりのところに来ていのかなという危機感を持っています。

そういうことも含めて、ぜひ、まずは食料が安定して供給できるようなことを市としても考えていく必要があるというふうなこと、それからもう一つは、安全・安心じゃないですけど、先ほどもちょっとありましたけど、工業型大規模農業というのが、資源を75%使って30%ぐらいの食料を供給している。しかし、小規模の農業は、資源エネルギーを25%で7割ぐらい食料供給しているというふうなことで、小規模農業のほうが実は有利なんだ。

ところが、やっぱり戦争とかなってくると、大規模にしていないと駄目ですよというふうな勢力の盛り返しもあるみたいですけど、やはり私たちは食料主権といいますか、自分たちが何を作るか、そういうことを本当に真剣に考えていかなければいけない。

前回、フードテックという話をしましたけれど、やはりそういう企業に食べ物を握られるというのはどうなのかなと。コオロギ食の話もありましたけど、実際、鹿島市はまだ本当に自分たちで食べ物を作って、しかも健康な食べ物を作って命をつなげていくんだと。そういう中で、ぜひ鹿島市がリーダー性を発揮していただいて、今、自治体の中でそういう取組をやっているところがないもんですから、ぜひ鹿島市がリーダー性を発揮していただいて、いろんな有機農業と連携した鹿島市独自の安全・安心な食料生産の取組をつくっていただければと思いますので、私も頑張りたいと思いますので、どうぞ考慮してくださいますようお願いいたします、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（徳村博紀君）

以上で7番議員の質問を終わります。

本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明15日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時32分 散会